

令和8年度（令和8年4月入園） 保育所等及び公立（沖縄市立）幼稚園 申込案内



保育所等 および公立幼稚園の入園申込は

電子申請

をお願いします♪

※やむを得ず電子申請が難しい方は、窓口での申請も可能です。



令和7年10月1日(水)～10月17日(金)

24時間
受付可
(来庁不要)

自宅や外出先
からでも
申請可能！

必要書類は
写真添付OK

“↓↓電子申請はこちらから↓↓”



マイナポータル ぴたりサービス

マイナンバーカードをお持ちであれば いつでもどこでも入園申込が可能です

窓口申請

受付場所：沖縄市役所地下2階 大ホール

受付期間：10月1日（水）～17日（金）※土日祝を除く

受付時間：午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

※但し、10月1日（水）、8日（水）、15日（水）のみ午後7時まで受付をおこないます。

※市公式ホームページでも、必要書類（申請書・就労証明書など）のダウンロードが可能です。

	受付場所	申込書等配布
新規申し込みの方	市役所地下2階 大ホール	9月中旬～保育・幼稚園課窓口にて配布
市内認可保育施設に在園中の方	在園中の市内認可保育施設	在園中の市立内認可保育施設および 市立幼稚園にて配布
市立幼稚園在園中 (令和7年度4歳児)で次年度も 同幼稚園に継続希望の方	在園中の市立幼稚園	

※新規申込の兄弟児についても、在園児のいる施設での受付となります。

※令和8年度発達支援保育利用申請については、令和7年8月8日（金）に受付終了していますが、申請を希望される方は、保育・幼稚園課までご相談ください。

《窓口にて申込希望の方は、混雑回避のため、下記表の期間内の申込にご協力をお願いします。》

窓口申請受付日	入園（所）を希望する施設（第一希望園）
10月1日（水）～10月6日（月）	公立幼稚園
10月7日（火）～10月10日（金）	私立保育施設
10月14日（火）～10月17日（金）	公立保育施設
	小規模保育事業・事業所内保育事業
	認定こども園



【お問い合わせ】 沖縄市役所 保育・幼稚園課 入所係

TEL：098-939-1212（内線3135・3136・3179）



共通	1. 認定区分について P2 2. 保育所等の利用時間について P3
保育所／認定こども園／小規模保育園等	3. 保育所等の類型ごとの違い P3 4. 沖縄市へ転入予定の方・広域利用の方へ . . . P4 5. 保育料について P5～6 6. 保育所等（2・3号認定）申込みスケジュール . . P7～8 7. 保育所等の申込みに必要な書類 P9～10 8. 保育所等一覧 P11～13 9. 連携施設（3歳からの移行園）のご案内 . . . P14 10. 保育所等定員一覧 P15～17 11. 保育所等の入所に関する注意事項 P18 12. 保育所等のよくある質問事例集 P19～22 13. 公立（沖縄市立）幼稚園入園案内 P23
幼稚園	14. 公立（沖縄市立）幼稚園「預かり保育」利用案内 . P24 15. 公立（沖縄市立）幼稚園その他の案内 （給食費・アレルギー対応・転入予定の方） P25 16. 幼稚園等のよくある質問事例集 P26 17. 幼稚園の申込みに必要な書類 P27～28
共通	18. 兄弟姉妹の同時申込について P29～30 19. 保育所利用調整基準表（点数表） P31～32 20. その他の事業案内 P33 21. 必要書類チェックシート P34 22. 利用申込書記入例 P35～36 23. 各種様式一覧 P37

1) 認定区分について

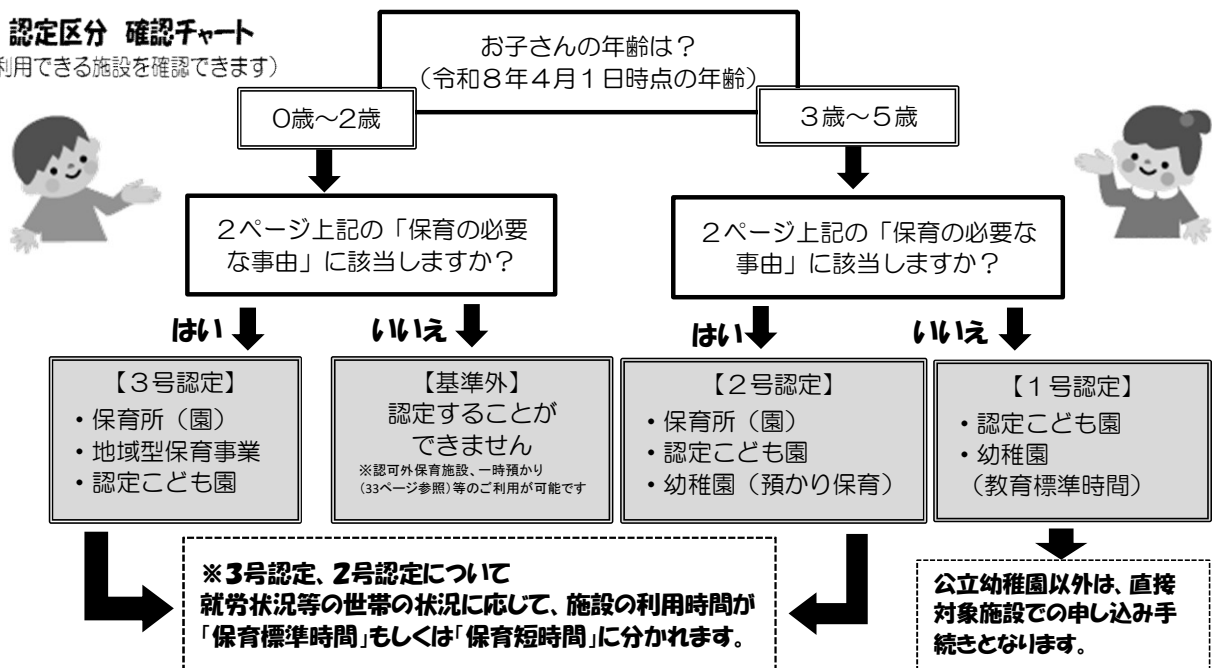
保育所等の利用を希望する場合は、市町村へ申請をし、利用するための認定(1号・2号・3号)を受ける必要があります。
 保育所等を利用するための認定「2号・3号認定」を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。
 認定されると、市町村から「支給認定通知書」が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
3号認定	・満3歳未満 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育利用）
2号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育利用） 幼稚園（預かり保育）
1号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当しない	認定こども園（教育標準時間） 幼稚園（教育標準時間）

保育の必要な事由	内 容	保育時間
①就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	・保育標準時間 （月120時間以上の勤務） ・保育短時間 （月64時間以上120時間未満の勤務）
②妊娠・出産	妊娠中または産後間もない場合。（産前8週、産後8週）	・保育標準時間
③疾病・障がい等	病気もしくは負傷している場合。精神もしくは身体に障がいを有している場合。	
④親族の介護・看護等	親族を常時介護または看護している場合。（長期入院等を含む）	
⑤災害復旧等	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。	
⑥求職活動	求職活動を行っている場合。（利用期間：求職開始月あわせて3ヶ月間） ※在園児の場合、保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとなります。3ヶ月間に満たない場合でも、1回の利用となります。	・保育短時間
⑦就学	学校教育法に定められている学校や職業訓練校に通学している場合。	・保育標準時間 （月120時間以上の就学） ・保育短時間 （月64時間以上120時間未満の就学）
⑧虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。	・保育標準時間
⑨育児休業（在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合。 ※育児休業終了日は原則として生まれた子の2歳の誕生日の前日までとする。 それまでに職場復帰を行うことが条件。	・保育短時間
⑩その他	市長が認める上記に類する状態	

※保育時間については、3ページをご参照ください。

認定区分 確認チャート （利用できる施設を確認できます）



2) 保育所等の利用時間について

2号認定または3号認定を受けた方は、「保育標準時間」もしくは「保育短時間」に区分されます。

	保育時間	就労時間 ※保護者のうち月の就労時間が少ない方	備考（その他）
保育標準時間	最 長 11 時 間	月120時間以上 (例) 6時間(休憩含む) 20日勤務	・妊娠、出産 ・災害復旧 ・虐待やDV等 ・病気、看護、介護
保育短時間	最 長 8 時 間	月64時間以上120時間未満 (例) 4時間(休憩含む) 16日勤務	・求職 ・育休

※保護者のどちらかが保育短時間に該当する場合は、保育短時間での利用となります。

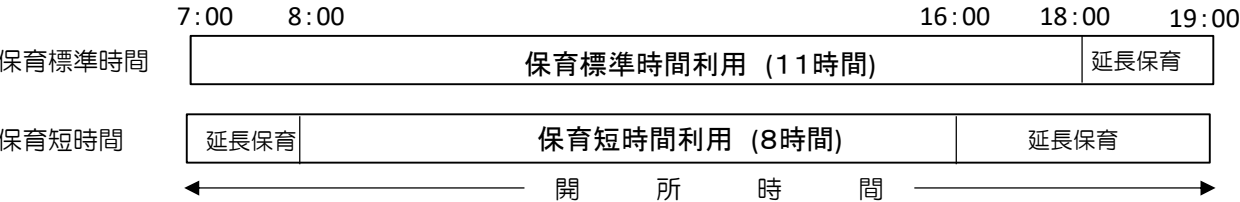
※勤務時間等の認定事由の変更により保育時間が標準または短時間に変更になる場合がありますので、勤務時間等の変更が生じた場合は、毎月25日までに就労証明書等の必要書類を提出してください。翌月からの変更となります。

(25日が土日祝日の場合は翌営業日まで)

※やむを得ない事情で提出できない場合は25日までに必ずご連絡ください。

※25日を過ぎて提出した場合は翌月からの変更ができないため、翌々月からの変更となります。

●利用時間のイメージ（保育所開所時間を7：00～19：00とした場合）



※上のような施設の場合、保育短時間の方が9時～17時まで利用した場合、16時～17時は延長保育となります。
※保育短時間について、何時から何時までを8時間とするかは施設によって異なりますので直接施設にご確認ください。
※各施設によって、開所時間や延長保育時間等は異なります。11～13ページ記載の保育所等一覧をご確認ください。

3) 保育所等の類型ごとの違い

施設名	公立保育所	私立保育園	認定こども園	※地域型保育事業	認可外保育施設
認可	あ り（ 県 ）			あ り（ 市 ）	な し
経営主体	沖縄市	法人等		民間事業者等	各施設により異なります
入所方法	市町村への入所申込み				直接、施設への入所申込み
入所基準	市内在住の保育を必要とする児童				各保育施設が判断
延長保育	あ り				各施設により異なります
その他	・保育方針がほぼ同一 ・保育所間で職員の 人事異動あり	・各保育園により、それぞれの保育方針あり (特定の宗教を保育方針に取り入れている園もある)			

※地域型保育事業

0～2歳児の子どもを、少人数で保育する事業です。沖縄市では、以下の3種類があります。
3歳児からは、連携施設(14ページ)へ移行となります。

類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型	保育所型事業所内保育所(地域枠/従業員枠)
職員の資格	全員保育士	保育士半数以上 + 研修を終了した保育補助	全員保育士
保育料	・保護者の市町村民税所得割課税額に応じて市が定めます。(※6ページ参照) ・地域型保育事業所と契約し、直接納付します。		

・事業所内保育事業では、事業所内の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
(地域型保育事業を利用する際には、沖縄市へ申請をし、認定を受けて保育利用の申込みをする必要があります。)

4) 沖縄市へ転入予定の方・広域利用の方へ

沖縄市から市外へ、市外から沖縄市への保育施設を希望する場合、以下の方法で申込みをお願いします。

●市外から転入予定の方

入所希望月の前月20日までに、沖縄市へ転入する方が申込みできます。

※転入が入所予定日の前月20日以降になる場合は、事前に保育・幼稚園課にご相談ください。

申込窓口：保育・幼稚園課（沖縄市役所 2階）

申込期限：希望月の前々月末までに、提出をお願いします。

※4月1日入所を希望する方は、一斉申込期間内に提出してください。

必要書類：①利用申込書及び必要書類（P9～10参照）

②転入に関する誓約書

③「賃貸借契約書」の写しなど、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの

※入所内定・決定を受けても、利用開始前月の20日に沖縄市への転入が確認できない場合、取り消しとなる場合があります。

●広域利用の方

広域利用とは、お住まいの市町村以外の認可保育所に入所を希望する場合、市町村間で協議を行った後に、希望する保育施設への入所が可能となる制度です。保育料は、住民票のある市町村の基準となります。

※希望する市町村の空き状況によって、入園ができない場合もあります。

広域利用は、①沖縄市から市外の施設を利用の場合と、②市外から沖縄市の施設を利用する場合があります。

①沖縄市内にお住まいの方が、市外の保育施設を希望する場合

沖縄市が受付し、沖縄市から対象市町村へ申込書類を送付、その市町村と協議を行います。

申し込み窓口、期限、書類は、市町村によって異なることがある為、事前に入園希望先の市町村に確認をお願いします。

申込窓口：沖縄市役所 保育・幼稚園課 ※市町村によっては、直接申込場合があります。

申込期限：希望する施設の市町村へご確認下さい。（確認後、期限の14日前には沖縄市へ提出）

必要書類：入園希望先の市町村にて確認してください。

※転出予定で申込みをされた方は、住民票の異動後に、転出先の市町村で再度申込みが必要な場合があります。

②市外にお住まいの方が、沖縄市の保育施設を希望する場合

お住まいの市町村で受付となります。その後、その市町村と沖縄市で協議を行います。

申込期限、書類は、事前にお住まいの市町村に確認をお願いします。

申込窓口：お住まいの市町村

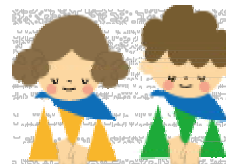
申込期限：希望月の前々月末まで。（書類が期限内に到着するよう申込みをして下さい）

必要書類：お住まいの市町村の様式

※申込み児童が、お住まいの市町村にて認可保育施設を利用中の場合は、二重に利用決定はできません。

※公立保育所は、広域利用は受け付けておりません。

※沖縄市内の待機児童が解消するまでは、市内の方を優先するため、市外からの受け入れができないことがあります。



5) 保育料について

●保育料の算定について

保育料は、父母の市区町村民税所得割等課税額を合算した額で保育料を決定します。

※入所（園）する児童やその父母が、祖父母等の扶養に入っている場合は、その生計の主宰者の市区町村民税

所得割等課税額を加算する場合があります。令和8年度保育料については決定次第、お知らせいたします。

※税が未申告で確認ができない場合、最高額の保育料となりますので、所得がない方も申告が必要となります。

●保育料納入について

	公立・私立認可保育園	・地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育所） ・認定こども園
保育料額	保育料額は、市が定めており、保育園・地域型保育事業所・認定こども園のいずれも同額となります。	
納付先	沖縄市	各事業所（園）
納付方法	原則、全員口座引落とし	各事業所（園）によって異なります
納付日	毎月15日（当月分） ※15日が金融機関休業日の場合は翌営業日	各事業所（園）によって異なります
備考	・口座引落としは毎月1回のみです。 ・残高不足等により引落しできなかった場合は、後日督促状と納付書を郵送します。 最寄の金融機関でお支払い下さい。	保育料の納付についての詳細は、 各事業所（園）にお問い合わせ下さい。
	＊ 保育料以外の諸費用については、各施設にお問合せください ＊	

※決められた保育料を納入しない場合は差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

●保育料の切り替え

毎年9月に保育料の切り替え作業を行います。

市民税額が決定するのが毎年6月のため、4月～8月は前年度分の市区町村民税所得割等課税額、

9月～3月は当年度の市区町村民税所得割等課税額により保育料を決定します。

転入の方については、提出された課税証明書等（市区町村民税の均等割・所得割が確認できるもの）により確認します。

税の修正申告等により、市民税額が変更になった場合は申告の翌月より保育料の変更を行います。

変更したことにより保育料に差額が出た場合は、追加納付、充当、還付等が発生する可能性があります。

※修正申告をされた方は必ずご連絡をお願いします。

●保育料の階層区分変更

保育料の切り替え以外に世帯の状況に変動があった場合、保育料が変更となることがありますので、必ず保育・幼稚園課へ連絡をお願いします。（婚姻、離婚、死亡、児扶手当の支給開始・停止、障がい世帯への変更、求職活動から就労への変更等）

●過年度分の保育料について

過年度分の修正申告等により市町村民税額に変更があった場合、過年度の保育料に影響のある書類が提出された場合は、過年度分の保育料は遡及し変更することはありませんのでご注意ください。

●保育料の軽減について

①父母の市区町村民税の所得割の合計額が57,700円未満で、同一世帯に保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合

⇒ 申込した児童の年齢が高い順から2番目のときは半額とし、3番目以降は無料となります。

②ひとり親世帯・障がい世帯について、保護者の市区町村民税の所得割の額が77,101円未満で、同一世帯に保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる場合

⇒ 申込した児童の年齢が高い順から2番目以降のときは無料となります。

●無償化・免除について

・0～2歳児クラスの非課税世帯につきましては保育料が無償となります。※給食費も同様に無償となります。

・3～5歳児クラスの子どもにつきましても、保育料が無償となります。 ※1

※1 給食費のうち「副食費」につきましては、以下①または②に該当する場合免除となります。

①市民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障がい世帯、市民税所得割額57,700円未満の世帯

②小学校就学前までのお子さんを第一子として算定し、第三子以降となる子どもに該当する場合。

＊給食費（主食費・副食費）の金額、徴収方法等につきましては、入所が決定した園にお問い合わせください。

《 参 考 》令和7年度 沖縄市保育料

◎令和8年度の4月～8月は令和7年度の市区町村民税額です。
9月～3月は令和8年度の市区町村民税額により保育料を決定します。
※令和8年度 沖縄市保育料は、まだ決定しておりません。
決定次第、お知らせいたします。

階層 区分	定 義		お子さんの人数	保 育 料 月 額 (円)		保 育 料 月 額 (円)			
				【標 準 時 間】		【短 時 間】			
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
第1	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯		① 生計を一にしている兄弟姉妹を数える	全て	¥0		¥0		
第2	市町村民税 非課税世帯	〔 均等割・所得割 ともに0円 〕		全て	¥0		¥0		
第3		所得割額 〔 48,600円未満 〕		ひとり親世帯 ・障がい世帯	1人目		¥6,550		¥6,400
					2人目以降		¥0		¥0
					1人目		¥15,700		¥15,400
			2人目		¥7,850	¥7,700			
			3人目以降		¥0	¥0			
第4	市町村民税 均等割額あり 課税世帯	所得割額 〔 48,600円以上 97,000円未満 〕	所得割額 77,101円未満の ひとり親世帯 ・障がい世帯	1人目	¥6,550	¥6,400			
				2人目以降	¥0	¥0			
				その他世帯	1人目	¥24,000	¥23,500		
					2人目	¥12,000	¥11,750		
					3人目以降	¥0	¥0		
第5		所得割額 〔 97,000円以上 169,000円未満 〕	② 認可保育所等在園児童のみ数える（※1）	1人目	¥36,600	¥35,900			
				2人目	¥18,300	¥17,950			
				3人目以降	¥0	¥0			
第6		所得割額 〔 169,000円以上 301,000円未満 〕		1人目	¥41,300	¥40,500			
				2人目	¥20,650	¥20,250			
				3人目以降	¥0	¥0			
第7		所得割額 〔 301,000円以上 397,000円未満 〕		1人目	¥41,800	¥41,000			
				2人目	¥20,900	¥20,500			
				3人目以降	¥0	¥0			
第8		所得割額 〔 397,000円以上 〕		1人目	¥51,000	¥50,100			
				2人目	¥25,500	¥25,050			
				3人目以降	¥0	¥0			

きょうだいが下記の施設等に在園している場合、必ず受付調査票の③にご記入ください。
また、下記の施設等で公立・私立の幼稚園以外に在園している場合は別途、在園証明書（所定様式あり）の提出が必要となりますのでご連絡ください。

(※1) 其他対象児童：幼稚園（公立・私立）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、知的障害児・難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援事業所を利用しているきょうだい児

6) 保育所等(2・3号認定)申込みスケジュール

【1】令和8年4月入所希望の場合

(1) 入所申込期間《令和7年10月1日(水)～令和7年10月17日(金)》
申込受付締切日までに、申込書類を保育・幼稚園課に提出してください。
書類に不備がある場合や、受付締切後は受付できませんので早めの受付をお願いします。

(2) 書類審査・実態調査
勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認を行います。
※申込内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。

(3) 利用調整(一次) ※(1)の期間中に申し込みがあった児童の利用調整を行います。
クラス年齢ごとに利用調整を行います。
「保育利用調整基準表」(31～32ページ参照)に基づき、保育の必要性の高い方から順に決定します。先着順や抽選ではありません。

内定した場合

(4) 内定通知(一次) 《1月下旬予定》
内定した方には「施設利用内定通知書」及び
「健康診断書(様式)」を送付いたします。

入園を希望する

入園を希望しない

内定しなかった場合

① 保留通知 《1月下旬予定》
保留の方には「入所保留通知書」を送付します。

② 利用調整
(二次: 12/26までに申請した方が対象)
※利用調整(一次)の内定辞退や、在園児の退所等による空きについて、利用調整(二次)を行います。
※利用調整(一次)で内定しなかった場合は、自動的に利用調整(二次)の対象となります。

一斉入所期間内に書類提出された方で書類の内容に変更がある場合も締切期限は同じです。

③ 結果通知(二次)
利用可能となった場合は内定者へ直接電話にてご連絡いたします。

内定しなかった場合

④ 入所保留
入所待ちになる方は、5月以降に利用調整を行い入所希望施設へ案内できた場合にご連絡いたします。
※入所保留となった場合は、ご連絡いたしません。

※入所保留の場合も支給認定通知書を送付します。
また、無償化の対象者にはみなし認定書を送付いたします。

※入所保留となった児童の待機証明の発行ができません。発行を希望する保護者は、保育・幼稚園課にて発行申請を受け付けます。
(待機証明書を発行した児童のみなし認定書は無効となりますので、ご注意ください)

(5) 面談 《2月中旬～》
内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。
その際に、施設へお子様の健康診断書の提出の必要がございます。

(6) 入所(保育料)決定 《3月上旬》
面談の結果を踏まえ、集団保育に支障のない事を確認し入所決定となります。
決定した児童の保護者に対して「施設等利用契約決定通知書」を送付します。

※令和8年4月より入所する児童については
支給認定決定通知書も送付します。

《ご注意ください》

※必要書類はすべてそろえてから提出してください。不備がある場合は受付できません。

※締め切り日が近づきますと窓口が混み合います。期日までに余裕をもってお申込みください。

※面談等で集団保育に適さないと判断された場合や施設の受け入れ体制の状況、申込時の状況と内定時の状況が変わっていた場合は、内定及び決定を取り消すことがあります。

※保留となった場合でも、同一年度内においては申請が有効です。引き続き利用調整を行い、入所可能になった際にご連絡いたします。

※支給認定書は入所の決定を知らせる通知ではございません。

【2】令和8年度途中の入所希望の場合（令和8年5月～令和9年3月）

※2・3月入所は卒園を控えているため、新規受け入れがない場合がございます。

(1) 入所申込・希望施設変更の受付

入所希望月の前々月の末日（末日が土日祝日にあたる場合は、その前平日）までに、申込書類を保育・幼稚園課まで提出してください。※下記の別表参照
希望施設を変更したい場合は、入所希望月の前月の5日までに保育・幼稚園課までご連絡ください。



(2) 書類審査・実態調査

勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認を行います。
※申込内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。



(3) 利用調整

※先着順や抽選ではありません。

退所等により空きがある場合は、「保育利用調整基準表」（31～32ページ参照）に基づき、保育の必要とする程度(指数)の高いものから順に決定していきます。



内定した場合



内定しなかった場合

(4) 内定連絡

内定した方に、保育・幼稚園課から保護者へ直接電話で連絡いたします。



(5) 面談

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。その際に、施設へお子様の健康診断書の提出の必要がございます。



(6) 入所(保育料)決定

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障のない事を確認し入所決定となります。決定した児童の保護者に対して「施設等利用契約決定通知書」を送付します。

内定した場合

入所保留

内定した場合のみ保育・幼稚園課から直接電話で連絡をします。毎月の調整結果で保留となった場合は、ご連絡いたしません。

※提出した申込書は年度内有効となります。入所待ちになる方は、引き続き希望施設に空きが出来次第、利用調整を行います。

※申込み後、希望施設や世帯状況の変更がある場合は、必ず保育・幼稚園課にご連絡ください。

※入所保留となった児童の待機証明の発行ができます。発行を希望する保護者は、保育・幼稚園課にて発行申請を受け付けます。
(待機証明書を発行した児童のみなし認定書は無効となりますので、ご注意ください。)

別表)

年度途中における新規申込み申請例

入所希望月	受付締切日
令和8年 5月1日 入所	令和8年 3月31日
6月1日 入所	4月30日
7月1日 入所	5月31日※
8月1日 入所	6月30日
⋮	⋮
入所希望月	前々月の末日

※入所日は原則、毎月1日となります。ただし、1日が日曜・祝日の場合は次の平日からの登園となります。

※新規申込(市役所窓口)について、末日が土日祝日にあたる場合は、その前平日までとなります。

※新規申込(電子申請)について、末日が土日祝日にあたる場合も申請可能となります。(24時間受付)

7) 保育所等の申込みに必要な書類

一斉申込み時は、下記の1～4の必要書類を揃えて提出してください。

○注意事項○

- ・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できません。
- ・受付の混雑を避けるため、**写しを提出する書類は事前にコピーしていただきますようお願いいたします。**
- ・保育の必要な事由を証明するものは、一斉申込期間中は、記入日が令和7年7月1日以降の書類が有効となり、一斉申込期間以降は、申請日の3か月以内に作成されたものが有効になります。

1. 利用申込書

児童1人につき1枚

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書
※ 新規、転園の申込みは用紙は白色、在園児の申込みは用紙は黄色になります。
2. 保育所受付調査票

世帯で1枚

保護者1人につき1枚
（下の子に原本添付、他きょうだい児については写し可）
3. 保育の必要な事由（就労等）を証明するもの
下の表をご覧ください
児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です。
※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。

保育の必要な事由	提出書類		保育時間
就労	勤務	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に記入してもらってください。 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。	・保育標準時間 (月120時間以上の勤務) ・保育短時間 (月64～120時間未満の勤務)
	自営業等	①就労証明書 【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。 ①の書類に加え、下記要件に該当する場合は、併せて資料をご提出くださいますようお願いいたします。 (開業初年度の方) 開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明 (開業2年目以降で、市外で申告した方) 営業収入が記載されている申告書の写し ※開業したばかりで申告書の写しがすぐに提出できない場合は、後日提出していただきます。 ※資料の提出がない場合、書類不備とし入所審査に影響する場合があります。	
疾病・障害	疾病	①医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。	保育標準時間
	障害	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 } ①～③のいずれかの書類	
親族の介護・看護	①医師の診断書（看護・介護用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。 ②看護・介護申立書 【所定の様式】 ※「介護保険被保険者証の写し（介護のみ）」（お持ちの方のみ）		
就学	①在学証明書 【所定の様式】 ②時間割やカリキュラム等の写し		・保育標準時間 (月120時間以上の就学) ・保育短時間 (月64～120時間未満の就学)
妊娠・出産 (就業中の方も提出)	①親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの写し ※切迫早産等での申請の場合は医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】		保育標準時間
災害復旧等	①罹災証明書		
求職活動	①求職活動状況申立書 【所定の様式】 ※求職期間：求職開始月含めて3ヶ月間有効 ※在園児の場合、保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとします。3ヶ月間に満たない場合でも、1回の利用となります。		保育短時間
育児休業	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に育児休業取得（予定）期間を記入してもらってください。 ※10ページの「5. 育児休業にて利用申込を行う方」欄を必ずご確認ください。		
その他	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。		

4. その他、世帯の状況により必要な書類 ※下の表をご確認ください。

世帯状況	必要書類
離婚調停中	離婚調停中関係の書類
ひとり親世帯	※下記の①～④のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「戸籍謄本（ひとり親とわかるもの）」の写し ②「児童扶養手当受給者証」の写し ③「母子父子医療費受給者証」の写し ④「遺族年金受給者証」の写し ※所得超過等の理由により児童扶養手当が支給停止になった場合は、児童扶養手当の認定通知書の写しを提出してください。
障がい者（児）のいる世帯	※下記の①～⑤のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」の写し ⑤「障害基礎年金等受給者証」の写し
生活保護世帯	①「被保護証明書」
申込時点で沖縄市に住所登録がない方（転入予定で申込の方、単身赴任等で市外在住の保護者がいる方等） ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載してください。 ②マイナンバーの記載ができない方は、課税証明書を提出してください。	①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（i、ii） i 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 ※個人番号カードをお持ちの方は、iiの書類は必要ありません。 ii 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」 ・「精神障害者保健福祉手帳」 ・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を2つ以上提示してください。 ・「医療保険の被保険者証」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。 ※マイナンバーの記載がないと、未申告の方（被扶養含む）や1月1日時点の住所に誤りがある場合、課税情報の確認ができません。 その場合、保育料が最高額となる可能性がありますのでご注意ください。
	②「令和7年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和7年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和8年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、「令和8年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和8年7月末までに提出をお願いします。）
軍人・軍属の方	・2024 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和6年分の収入が確認できるもの） ・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和7年分の収入が確認できるもの） （※2025 W-2については、令和8年6月頃までに提出をお願いします。）
保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方	保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員

5. 育児休業にて利用申込を行う方

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。利用申込を行う際は、必ず申込書のコピー（電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

8) 保育所等一覧

注1) ☆マークがついている園は、キリスト教精神を保育方針にしています。

注2) 園によって受入年齢が異なりますので、必ずご確認ください。

また、5歳児クラスの定員（受入枠）が少ない場合、4歳児クラスの在園児が全員進級できない場合があります。

定員については15～17ページ「保育所等定員一覧」をご参照ください。

注3) 上記の内容については、各保育園等の保育士数等により変更の可能性があります。

令和7年6月1日時点

＜北部地域＞								
種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	※開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)	備考
公立保育所	8	知花保育所	知花 6-34-19 938-0446	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	* 延長保育の 利用時間・料 金などの詳細 については、 変更となる可 能性があります ので各園へお 問い合わせくだ さい。
私立保育園	14	でいご保育園	宮里 3-25-22 938-3378	6ヶ月	0歳～4歳	7:00～19:00	150円	
	21	たんぼぼ保育園	登川 1-33-3 938-9379	4ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:50円	
	24	松本保育園	美里 6-27-13 939-1335	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	150円	
	28	みはら保育園	美里仲原町 14-15 937-9288	／	1歳～4歳	7:00～19:00	150円	
	64	みはら分園きらり	宮里 2-22-1 923-3678	6ヶ月	0歳～1歳	7:00～19:00	150円	
	32	白鳥保育園	美原 2-15-21 937-2740	／	2歳～5歳	7:00～18:30	150円	
	186	白鳥保育園分園白鳥っ子	美原 2-13-8 923-2840	6ヶ月	0歳～1歳	7:00～18:30	150円	
	34	すみれっ子保育園	松本 3-17-5 937-7432	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	35	夢の園保育園	池原 2-20-21 938-8662	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	38	キディー保育園	美原 1-9-8 937-6620	4ヶ月	0歳～4歳	7:00～19:00	150円	
	42	カフー美里保育園	美里 2-28-2 937-1407	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	128	美ら里保育園	美里 2-19-25 938-3620	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円	
	126	おとは保育園	松本 1-20-5 938-9329	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	130	みらいの森保育園	美原 2-20-18 988-7098	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:30分150円 短時間:30分50円	
	131	もりのなかま保育園 美里園	美里 4-11-27 923-4086	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	150円	
	166	あおば保育園	宇登川 2296-1 989-3081	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	184	ちばなハイサイ保育園	知花 5-19-57 921-3211	4ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	212	明道いぶき保育園	松本 2-29-24 921-2777	57日	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
認定こども園	313	みさとこども園(保育所型)	美里仲原町 12-11 937-1133	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	335	登川みらいこども園	登川 2-8-6 934-3971	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	336	めぐみ野保育園	宮里 2-16-1 938-2036	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
小規模 保育事業	118	もりのなかま保育園 美原園(A型)	美原 2-23-3 989-1101	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	137	もののき保育園(A型)	宮里 4-2-6 當銘開発2F 800-2231	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	127	もりのなかま保育園 美原パンダ園(A型)	美原 2-8-10 989-7481	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	139	アイビス知花保育園 (A型)	知花 4-5-9 989-0199	3ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円	
	140	恵育保育園(A型)	美原 4-9-3 989-7894	2ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円	
	136	スマイリー保育園(A型)	美原 1-13-14 937-2408	6ヶ月 相談可	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	135	ふくっこ保育園(B型)	古謝津嘉山町 25-1 938-4492	5ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
事業内 保育事業	88	わかば保育園	知花 6-38-26 923-1760	2ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	300円	
	185	ヤクルトわくわく宮里保育園	宮里 4-17-10.2F 989-3356	3ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:60分300円 短時間:60分250円	

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。

<西部地域>

種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)	備 考
公立保育所	1	越来保育所	越来 1-11-9 938-3450	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	*延長保育の利用時間・料金などの詳細については、変更となる可能性がありますので各園へお問い合わせください。
	2	山内保育所	山内 1-8-1 933-5361	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	7	※胡屋あけぼの保育所	胡屋 5-16-1 933-3957	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
私立保育園	12	☆諸聖徒保育園	園田 2-36-20 933-0825	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	13	☆光の子保育園	諸見里 3-27-44 932-3474	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	150円	
	15	杉の子保育園	越来 3-4-17 937-7634	6ヶ月	0歳～4歳	7:00～19:00	150円	
	16	☆胡屋保育園	胡屋 2-8-8 933-0268	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	17	こばと保育園	山里 1-18-18 933-1002	5ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	18	室川保育園	室川 2-5-20 937-7008	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:50円	
	22	さかえ保育園	山内 4-1-41 933-0408	6ヶ月	0歳～4歳	7:30～19:00	150円	
	23	愛香保育園	照屋 4-14-3 921-1044	6ヶ月	0歳～4歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:100円	
	30	室川夜間保育園	室川 2-18-8 921-3090	6ヶ月	0歳～5歳	8:00～24:00	60分100円	
	41	あおぞらっ子保育園	安慶田 1-29-33 939-3090	5～6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	43	かりゆし諸見保育園	諸見里 1-32-19 932-8200	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	104	縁保育園	山内 1-1-1 989-1722	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	121	とこいく保育園	上地 3-7-2 932-5662	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:200円 短時間:50円	
	132	すこやか未来保育園	安慶田 3-11-30 2F 938-2331	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:100円、150円	
認定こども園	314	あいのほしこども園 (保育所型)	安慶田 4-9-35 932-4150	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	270	きらきらこども園Ageda (幼保連携型)	安慶田 5-2-2 923-0377	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	134	☆愛星幼稚園(幼稚園型)	胡屋 6-2-1 933-5088		3歳～5歳	7:30～18:30	詳細は園にお問い合わせください	
小規模 保育事業	87	エンジェル保育園(A型)	上地 4-18-9 932-6817	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～18:30	150円 短時間利用のみ	
	143	かなで保育園(A型)	胡屋 5-13-2 989-3570	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	170	パーチェ山里認可保育園 (A型)	山里 1-1-2 パーチェ山里 305 989-1632	6ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	600円	

※胡屋あけぼの保育所は、令和10年度末に閉所する予定です。令和8年度以降の入所に関しては、令和11年4月1日に転園することを条件に受入れを行います。

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。



・以下のサイトまたはQRコードからも、施設一覧をご覧頂けます。
 沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト「OKIKU(おきいく)」
 (URL: <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k026/kosodate/kosodateshien/kodomo/index.html>)

＜東部地域＞								
種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)	備 考
公立保育所	10	泡瀬保育所	泡瀬 6-27-1 938-2451	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	* 延長保育の利用時間・料金などの詳細については、変更となる可能性がありますので各園へお問い合わせください。
私立保育園	19	ことぶき保育園	大里 2-31-15 937-5488	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円	
	20	若松保育園	比屋根 6-11-30 932-7532	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
	26	みちしお保育園	桃原 4-26-20 938-3171	6ヶ月	1歳～4歳	7:30～19:00	150円	
	119	みちしお分園viorus	桃原 3-18-17 988-7300	／	0歳	7:30～19:00	150円	
	29	かりゆし保育園	泡瀬 1-16-9 929-3737	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	31	☆ 愛の泉保育園	高原 5-14-30 937-0195	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	33	海の子保育園	泡瀬 1-32-6 934-3371	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	63	海の子分園花	泡瀬 2-57-7 937-8650	6ヶ月	0歳～1歳	7:30～19:00	150円	
	36	☆ サムエル保育園	古謝 2-31-6 929-4152	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:50円	
	40	☆ ぶどうの木保育園	泡瀬 4-45-20 937-3200	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	77	美浦保育園	桃原 3-15-22 937-6385	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	82	大芽保育園	古謝 2-5-41 937-5747	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	153	大芽保育園分園大地	桃原 4-27-30 989-7111	／	3歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	83	さざなみっこ保育園	泡瀬 2-46-20 937-2878	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	84	どりーむ保育園	泡瀬 2-22-15 934-9151	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	102	ていっず保育園	比屋根 5-2-27 933-2505	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	103	ひやごん保育園	比屋根 3-6-8 932-4680	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	129	☆ ハレルヤ保育園	古謝 2-18-11 937-4788	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:50円	
	209	☆ オリーブ保育園	大里 3-10-18 923-0705	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
認定こども園	312	☆ 認定こども園シャローム (保育所型)	高原 1-3-80 933-8259	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円	
	133	おきなわ地球こども園 (幼保連携型)	比屋根 4-23-1 923-2424	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円	
	284	きらきらこども園 (幼保連携型)	大里 2-6-16 938-1633	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円	
小規模 保育事業	85	アリス保育園(A型)	泡瀬 2-16-21 989-9590	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	200円	
	86	ほっぺるランド 沖縄海邦(A型)	海邦 2-5-3 923-1536	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	138	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園(A型)	泡瀬 4-31-16 MK2 1F 934-7200	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	141	こころのねっこ保育園 (A型)	与儀 1-4-19 960-5973	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	142	ともわ乳児園 泡瀬園 (A型)	泡瀬 3-35-7 グランデアスール1-A 923-2298	／	1歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:100円	
	152	さん保育園(A型)	大里 3-11-48 934-8615	概ね 3ヶ月	0歳～2歳	7:00～18:30	150円	
	168	ともわ乳児園 泡瀬第2 (A型)	泡瀬 2-4-3 miL 1F 923-0950	／	1歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:100円	
	169	ニチキッズこじや 保育園(A型)	古謝 2-19-15 921-0722	57日	0歳～2歳	7:00～19:00	150円	
	190	ひまわり保育園おきなわ (A型)	与儀 1-4-19 962-9505	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	191	かなでフィル保育園 (A型)	与儀 1-2-23 2F 989-6656	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円	
	192	京進のほいくえん HOPPA泡瀬さざなみ園(A型)	泡瀬 5-16-4 923-3545	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円	
	215	みらいおきなわ保育園 (A型)	古謝 2-31-27 987-8346	6ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円	
	263	☆ マラナタ保育園(A型)	比屋根 2-8-6 080-6493-8489	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	標準時間:30分150円 短時間:60分300円	

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。

9) 連携施設(3歳からの移行園)のご案内

小規模保育事業所では、連携施設を設けています。

連携施設は、保育所等(公立・私立・認定こども園)から設定しています。

また、1カ所に限らず、複数の施設と連携できます。

連携施設では、①保育内容の支援②代替保育の提供③卒園後の受け皿が、主な連携内容となっています。

令和7年6月1日時点

種類	園番号	地域型保育事業 実施園	型	定員				3歳からの移行園	住所
				0歳	1歳	2歳	計		
小規模 保育事業	85	アリス保育園	A	6	6	7	19	アリス幼稚園(7人)	北中城村美崎163
	86	ほっぺるランド沖縄海邦	A	6	6	7	19	泡瀬保育所(7人)	泡瀬6-27-1
	87	エンジェル保育園	A	3	6	6	17	山内保育所(6人)	山内1-8-1
	118	もりのなかま保育園美原園	A	6	6	7	19	越来保育所(7人)	越来1-11-9
	137	もものき保育園	A	3	6	6	15	泡瀬保育所(6人)	泡瀬6-27-1
	138	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園	A	3	4	5	12	おきなわ地球こども園(5人)	比屋根4-23-1
	127	もりのなかま保育園 美原パンダ園	A	6	6	7	19	もりのなかま保育園美里園 (7人)	美里2-8-10
	143	かなで保育園	A	3	6	10	19	すこやか未来保育園(6人) あおぞらっこ保育園(4人)	安慶田3-11-30 安慶田1-29-33
	141	こころのねっこ保育園	A	6	6	6	18	ていっず保育園(3人) 若松保育園(3人)	比屋根5-2-27 比屋根4-31-40
	142	ともわ乳児園泡瀬園	A	0	6	6	12	泡瀬保育所(6人)	泡瀬6-27-1
	139	アイビス知花保育園	A	3	6	6	15	知花保育所(6人)	知花6-34-19
	140	恵育保育園	A	3	6	6	15	みらいの森保育園(6人)	美原2-20-5
	152	さん保育園	A	5	6	6	18	海の子保育園(6人)	泡瀬1-32-6
	168	ともわ乳児園泡瀬第2	A	0	6	6	12	ことぶき保育園(3人) どりーむ保育園(3人)	大里2-31-15 泡瀬2-22-15
	169	ニチキッズこじゃ保育園※	A	6	6	6	18		
	190	ひまわり保育園おきなわ	A	3	8	8	19	若松保育園(3人)	比屋根6-11-30
	191	かなでフィル保育園	A	3	6	6	15	さざなみっこ保育園(3人) ぶどうの木保育園(3人)	泡瀬2-46-20 泡瀬4-45-20
	192	京進のほいくえん HOPPA泡瀬さざなみ園	A	3	4	5	12	あおば保育園(5人)	字登川2296-1
	215	みらいおきなわ保育園	A	3	4	5	12	オリーブ保育園(5人)	字大里 3-10-18
	136	スマイリー保育園	A	3	6	6	15	キディー保育園(3人) 越来保育所(3人)	美原1-9-8 越来1-11-9
	170	パーチェ山里認可保育園	A	3	6	10	19	山内保育所(10人)	山内1-8-1
	135	ふくっこ保育園	A	3	6	6	15	大芽保育園分園大地(3人) あおぞらっこ保育園(3人)	桃原4-27-30 安慶田1-29-33
	263	マラナタ保育園※	A	3	4	5	12		
保事業 所内	88	わかば保育園(地域枠)		6	6	8	20	知花保育所(4人) たんぼぼ(4人)	知花6-34-19 登川1-33-3
	185	ヤクルトわくわく宮里保育園 (地域枠)		2	2	2	6	ちばなハイサイ保育園(2人)	知花5-19-57

※ ニチキッズこじゃ保育園、マラナタ保育園の連携施設については、現在調整中となっております。

※ 3歳からの移行園の人数は令和7年6月1日時点での予定人数となっております。

10) 保育所等定員一覧

定員と在園児童数の差が、次年度の受入児童数ではありません。

※施設によって、保育士の確保など様々な状況により**受入れ人数が増減**する可能性があります。

令和7年6月1日時点

地域	種類	園番号	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
北 部 地 域	公立	8	知花保育所	定員	3	6	6	25	25	25
				在園児数	0	2	6	18	18	12
	私立 保育施設	14	でいご保育園	定員	12	18	18	20	22	
				在園児数	7	19	18	20	21	
		21	たんぼぼ保育園	定員	9	18	18	20	20	20
				在園児数	5	18	17	19	17	14
		24	松本保育園	定員	12	18	20	20	20	10
				在園児数	12	21	22	23	23	15
		28	みはら保育園	定員		12	26	26	26	
				在園児数		12	23	24	21	
		64	みはら分園 きらり	定員	18	12				
				在園児数	8	12				
		32	白鳥保育園	定員			24	24	24	18
				在園児数			23	24	24	16
		186	白鳥保育園 分園	定員	12	18				
				在園児数	12	17				
		34	すみれっ子保育園	定員	12	18	18	20	22	0
				在園児数	9	18	18	20	18	12
		35	夢の園保育園	定員	6	16	18	18	18	4
				在園児数	6	12	17	18	19	4
		38	キディー保育園	定員	10	12	18	20	20	
				在園児数	11	18	17	22	22	
		42	カフー美里保育園	定員	6	12	12	20	21	4
				在園児数	9	12	12	15	20	14
		128	美ら里保育園	定員	6	10	12	15	15	2
				在園児数	6	10	12	15	17	9
		126	おとは保育園	定員	6	6	12	12	14	10
				在園児数	4	7	12	14	14	12
		130	みらいの森保育園	定員	6	12	12	17	17	11
				在園児数	5	12	12	18	21	10
		131	もりのなかま保育園 美里園	定員	6	10	10	17	18	9
				在園児数	3	10	10	14	13	6
		166	あおば保育園	定員	6	12	12	15	15	15
				在園児数	6	12	12	18	15	9
		184	ちばなハイサイ保育園	定員	6	12	12	16	17	17
				在園児数	6	15	14	15	17	14
		212	明道いぶき保育園	定員	6	12	12	16	17	0
				在園児数	0	12	12	13	14	8
	認定 こども園	313	みさとこども園(保育所型 2・3号)	定員	6	12	12	12	12	12
				在園児数	6	12	12	11	13	9
		335	登川みらいこども園	定員	12	18	18	20	20	12
				在園児数	9	18	18	23	20	13
		336	めぐみ野保育園	定員	15	18	18	22	22	15
				在園児数	10	18	17	18	22	17
	小規模 保育事業所	118	もりのなかま保育園美原園(A型)	定員	6	6	7			
				在園児数	0	5	4			
		137	もものき保育園(A型)	定員	3	6	6			
				在園児数	4	6	5			
		127	もりのなかま保育園美原パンダ園(A型)	定員	6	6	7			
				在園児数	0	7	7			
		139	アイビス知花保育園(A型)	定員	3	6	6			
				在園児数	4	6	6			
		140	恵育保育園(A型)	定員	3	6	6			
				在園児数	2	5	6			
		136	スマイリー保育園(A型)	定員	3	6	6			
				在園児数	0	6	5			
		135	ふくっこ保育園(B型)	定員	3	6	6			
				在園児数	0	5	5			
保 育 事 業 所 内 所		88	わかば保育園(地域枠)	定員	6	6	8			
				在園児数	10	14	17			
		185	ヤクルトわくわく宮里保育園(地域枠)	定員	2	2	2			
				在園児数	4	5	2			

定員と在園児童数の差が、次年度の受入児童数ではありません。

※施設によって、保育士の確保など様々な状況により受入れ人数が増減する可能性があります。

令和7年6月1日時点

地域	種類	園番号	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
西部地域	公立保育施設	1	越来保育所	定員	6	12	12	26	27	27
				在園児数	0	0	6	25	25	15
		2	山内保育所	定員	3	6	6	22	22	21
				在園児数	0	0	6	18	20	12
		7	※胡屋あけぼの保育所	定員	3	10	12	17	18	0
				在園児数	0	0	6	16	16	1
	私立保育施設	12	諸聖徒保育園	定員	6	12	18	18	18	18
				在園児数	5	12	12	20	20	18
		13	光の子保育園	定員	6	12	18	18	18	18
				在園児数	3	12	17	18	18	16
		15	杉の子保育園	定員	6	15	17	21	21	
				在園児数	4	12	16	21	21	
		16	胡屋保育園	定員	8	16	16	16	16	8
				在園児数	8	15	17	18	17	2
		17	こばと保育園	定員	12	18	18	20	20	17
				在園児数	9	14	18	20	20	15
		18	室川保育園	定員	8	10	16	18	18	0
				在園児数	9	12	15	18	17	5
		22	さかえ保育園	定員	8	16	16	17	18	
				在園児数	8	16	17	17	19	2
		23	愛香保育園	定員	6	16	18	20	20	
				在園児数	9	18	16	18	16	
		30	室川夜間保育園	定員	5	8	10	12	15	0
				在園児数	0	6	9	9	9	4
		41	あおぞらっ子保育園	定員	6	10	14	20	20	10
				在園児数	6	12	12	18	18	14
		43	かりゆし諸見保育園	定員	6	14	15	18	22	5
				在園児数	6	18	17	19	16	15
		104	縁保育園	定員	6	12	12	12	12	6
				在園児数	6	12	12	12	12	10
		121	とこいく保育園	定員	6	12	12	12	12	6
				在園児数	0	12	12	11	12	4
		132	すこやか未来保育園	定員	6	12	12	16	17	17
				在園児数	6	12	12	17	20	20
		270	きらきらこども園Ageda (幼保連携型 2・3号)	定員	6	12	15	15	15	12
				在園児数	6	12	12	15	15	11
		314	あいのほしこども園 (保育所型 2・3号)	定員	10	18	18	18	18	18
				在園児数	9	18	18	18	17	14
		134	愛星幼稚園(幼稚園型 2号)	定員				6	7	7
				在園児数				6	7	7
小規模保育事業所	87	エンジェル保育園(A型)	定員	3	6	6				
			在園児数	3	6	6				
	143	かなで保育園(B型)	定員	3	6	10				
			在園児数	3	8	10				
	170	パーチェ山里認可保育園(A型)	定員	3	6	10				
			在園児数	3	6	10				

※胡屋あけぼの保育所は、令和10年度末に閉所する予定です。令和8年度以降の入所に関しては、令和11年4月1日に転園することを条件に受入れを行います。

定員と在園児童数の差が、次年度の受入児童数ではありません。

※施設によって、保育士の確保など様々な状況により受入れ人数が増減する可能性があります。

令和7年6月1日時点

地域	種類	園番号	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
東 部 地 域	公 立	10	泡瀬保育所	定 員	3	6	6	25	25	25
				在園児数	0	0	4	25	22	22
	私 立 保 育 施 設	19	ことぶき保育園	定 員	6	12	14	18	20	20
				在園児数	6	12	12	17	15	13
		20	若松保育園	定 員	9	15	18	18	18	12
				在園児数	10	17	14	24	20	20
		26	みちしお保育園	定 員		18	24	24	24	27
				在園児数		24	24	25	24	23
		119	みちしお分園viorus	定 員	9					27
				在園児数	12					23
		29	かりゆし保育園	定 員	6	14	15	15	20	10
				在園児数	5	15	18	20	17	7
		31	愛の泉保育園	定 員	9	18	18	20	25	0
				在園児数	9	18	18	22	22	15
		33	海の子保育園	定 員	6	6	24	24	24	21
				在園児数	0	0	12	30	29	24
		63	海の子分園花	定 員	12	18				
				在園児数	3	6				
		36	サムエル保育園	定 員	12	17	17	17	17	10
				在園児数	9	18	18	20	19	16
		40	ぶどうの木保育園	定 員	9	12	12	15	22	0
				在園児数	3	12	11	15	17	1
		77	美浦保育園	定 員	9	16	16	16	16	16
				在園児数	4	16	15	16	16	14
		82	大芽保育園	定 員	6	18	18	0	0	0
				在園児数	6	18	23			
		153	大芽保育園分園大地	定 員	0	0	0	24	24	12
				在園児数	0	0	0	26	26	19
		83	さざなみっこ保育園	定 員	6	12	12	12	12	6
				在園児数	6	11	12	15	13	4
		84	どリーむ保育園	定 員	6	6	12	15	16	6
				在園児数	3	7	12	15	16	2
		102	ていっず保育園	定 員	6	6	12	15	15	6
				在園児数	4	10	12	15	15	12
		103	ひやごん保育園	定 員	6	12	12	12	12	6
				在園児数	3	12	12	12	9	5
		129	ハレルヤ保育園	定 員	12	18	18	20	20	12
				在園児数	9	18	17	17	16	9
		209	オリーブ保育園	定 員	6	12	12	15	15	15
				在園児数	6	12	12	21	21	18
	こ ど も 定 園	133	おきなわ地球こども園 (幼保連携型2・3号)	定 員	9	18	18	25	25	25
				在園児数	6	18	18	25	25	25
		284	きらきらこども園 (幼保連携型2・3号)	定 員	6	12	16	16	16	14
				在園児数	6	12	12	16	16	14
		312	認定こども園シャローム (保育所型 2・3号)	定 員	6	12	15	15	15	15
				在園児数	6	12	12	14	14	10
	小 規 模 保 育 事 業 所	85	アリス保育園(A型)	定 員	6	6	7			
				在園児数	2	6	6			
		86	ほっぺるランド沖縄海邦(A型)	定 員	6	6	7			
				在園児数	4	6	7			
		138	京進のほいくえんHOPPA 泡瀬園(A型)	定 員	3	4	5			
				在園児数	0	3	5			
		141	こころのねっこ保育園(A型)	定 員	6	6	6			
				在園児数	6	6	6			
		142	ともわ乳児園 泡瀬園(A型)	定 員		6	6			
				在園児数		5	6			
		152	さん保育園(A型)	定 員	5	6	6			
				在園児数	5	6	6			
		168	ともわ乳児園 泡瀬第2(A型)	定 員		6	6			
				在園児数		5	5			
		169	ニチキッズこじや保育園(A型)	定 員	6	6	6			
				在園児数	2	6	5			
		191	かなでフィル保育園(A型)	定 員	3	6	6			
				在園児数	4	6	7			
		190	ひまわり保育園おきなわ(A型)	定 員	3	8	8			
				在園児数	3	6	6			
		192	京進のほいくえんHOPPA 泡瀬さざなみ園(A型)	定 員	3	4	5			
				在園児数	1	4	3			
		215	みらいおきなわ保育園(A型)	定 員	3	4	5			
				在園児数	0	2	5			
		263	マラナタ保育園(A型)	定 員	3	4	5			
				在園児数	2	4	5			

11) 保育所等の入所に関する注意事項



沖縄市Eイサーキャラクター

入所後の継続についても同様ですのでご注意ください！



沖縄市Eイサーキャラクター

●在園児のいるご家庭へ

- ① 年度の途中で世帯の状況が変わった場合（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯への変更、所得の修正申告等）は、その日の属する月の翌月初日（その日が初日の場合は当月）から保育料の階層区分の変更を行います。書類を提出していただく必要がありますので、必ず、保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。
※世帯の税額によっては、保育料に変更がないこともあります。
- ② 在園児の場合、保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限り（求職開始月含めて3ヶ月間）とします。※3ヶ月間に満たない場合でも、1回の利用となります。
- ③ 年度の途中で別の保育所（園）へ転園（保育所を移る）を希望される場合は、退所後、希望の保育所（園）に空きができるまで待つことになります。
- ④ 他市町村へ転出する場合、認可保育所（園）へ在籍できるのは、転出届を提出したその月の末日までになります。
- ⑤ 退所する場合は、退所する月の10日までに保育・幼稚園課へご連絡ください。

※退所届の提出が必要になります。

●入所取り消し及び退所となる場合

- ① 入所は、書類審査及び家庭の状況の調査後に決定しますが、申請内容・添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ② 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は申込み用紙への記入を確実にお願いします。また、面談の際にも必ずお申し出ください。
ただし、医者などの専門家が、集団保育に向かないと判断した場合や内定した園の受け入れ体制が整わない場合、入所できないことがありますのでご了承ください。
- ③ 自己都合により1ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。里帰り出産の場合は2ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。
- ④ 在園中の児童が、病気（入院、自宅療養）により、2ヶ月以上の長期欠席となる場合は、退所となります。
※病気等により連続して1ヶ月以上欠席する場合は、保育・幼稚園課（入所係）へ欠席届と診断書【所定の様式あり】の提出が必要になります。

●お申込みされたみなさまへ

- ① 保育所等へ入所が決定した場合、保育料の口座引き落としの手続きにご協力ください。口座登録がない場合、毎月納付書を発送いたしますので、金融機関でのお支払いをお願いいたします。決められた保育料を納入しない場合は差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ② 婚姻中の場合は、別居であってもひとり親世帯に該当しません。
保育所入所申込に必要な書類は、全て提出してください。
- ③ 保育所入所は、児童の保育の必要性（1日の勤務時間、1週間当たりの勤務日数等）により選考されます。入所申込状況によっては、ひとり親世帯であるために必ず入所できるということではありませんのでご理解ください。
- ④ 勤務先、勤務日数（時間）の変更や退職、世帯状況の変更等、申込時と提出書類の内容に変更がある場合は必ず保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。
- ⑤ 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳（前：母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの2ページを必ず提出してください。育児休業を取得する場合も、証明書を提出してください。
※育児休業期間中に既に在園している児童の継続入所が認められる期間は、原則生まれた児童の2歳の誕生日の前日までです。やむを得ず、育児休業の延長をする場合はご連絡ください。

12) 保育所等のよくある質問事例集



よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



1) 申込手続きについて

Q1. 申込書類はどこでもらえますか。

沖縄市役所2階 保育・幼稚園課の窓口のほか、沖縄市HPからもダウンロード可能です。

Q2. 申込期限を過ぎた場合はどうなりますか。

申込期限を過ぎた場合、受付は可能ですが2次選考の対象となります。それぞれ期限がありますので詳しくは7ページをご確認ください。なお、年度途中の利用希望者の場合は随時受付しております。施設に空きが出た際の利用調整となります。

Q3. すべての提出書類が用意できない場合も受付できますか。

提出書類が不足している場合は受付できません。

Q4. 現在は市外に住んでいますが、申込みは可能ですか。

可能です。しかし、利用開始時点においては沖縄市民であることが申込み要件ですので、利用決定月の前月の20日までに転入していることが条件となります。詳しくは、4ページ「市外から転入予定の方・広域利用の方」をご参照ください。

Q5. 出産前のこどもの利用申込みはできますか。

出産前のこどものお申込みはできません。出産後、市民課へ出生届出を行った後にお申込みください。

Q6. 出産後すぐに利用申込みはできますか。

出産後に利用申込みができます。ただし、利用開始希望日時時点で受入月齢を満たしていない保育施設等は利用できませんので、申込書へのご記入はご注意ください。受入月齢については11～13ページ「保育所等一覧」でご確認ください。

Q7. 兄弟姉妹で同時申込する場合の提出書類について教えてください。

利用申込書や必要書類は申込児童1人につき1部となります。そのため、兄弟姉妹の人数分の提出が必要です（必要書類は下の子に原本、他きょうだい児については写しで可）。学童や児童手当等の手続きで勤務証明等の写しが必要な可能性がある場合は、提出前にご自身で写しの控えを取っておいてください。

Q8. 兄弟姉妹で同時申込するのですが、同じ保育園に入所希望です。申し込みはどのように書けばいいですか。

利用申込書の⑥にあります、5つのチェック項目の内、1つにチェックをつけてください。29～30ページにてチェックのつけ方について詳しく記載していますので、そちらをご参照ください。

Q9. 申し込み後、希望保育施設等の追加や利用調整に影響する変更（勤務先や勤務時間の変更等）があった場合は、いつまでに手続きすればよいですか。

変更があった際は、速やかに手続きをお願いいたします。令和8年4月1日から利用希望の場合は、一斉入所申込期間内をお願いいたします。また、年度途中の利用希望の場合は、利用希望月の前々月の末日までに提出してください。

Q10. 通信教育を受けていますが、就学にあたりますか。

就職につながる通信教育、通信制大学に通っている場合は就学にあたります。就学に該当するのは、学校教育法に定められた施設、または職業能力開発促進法に定められた施設にて教育及び訓練を受けている場合等となります。

Q11. 求職活動中ですが、保育必要量の保育標準時間で利用することはできますか。

保護者のいずれかが求職活動中の場合は保育短時間で利用となります。また、保育施設等への入所後は3ヵ月以内に就労することが必須となり、就労証明書等の提出が必要です。

Q12. 申し込みは毎年必要ですか。

申込みは毎年必要となります。在籍児童の場合は、年に1回保育の必要性の確認をしなければならないため、保育の必要性の確認と施設の利用継続の意向について申込をして頂いております。



よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



Q13.次年度5歳児クラスなのですが、保育園に在園している4歳児は、希望した場合必ず進級できますか。

保育園の定員によって、5歳児クラスに全員が進級ができない保育園もあります。
現在、在園されている保育園以外の5歳児クラスがある保育施設を利用希望に追加することをご検討したうえで、お申込みください。

Q14.育児休業の延長を希望しますが、保育園の手続きはどうすればいいですか。

育児休業の延長を希望する場合、申込用紙1ページ目下部にあります「育休延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。」の欄へチェックマークを入れてください。こちらにチェックが入っている場合は、他の入園希望者を優先するため、入所保留となります。（入所保留通知を受け取った後に、待機証明書の発行申請が可能です。）

Q15.「育休延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れた方がいいですか。

こちらにチェックが入っていると他の入園希望者を優先するため、入所保留となります。入所を希望している場合は、チェックを入れないようご注意ください。またチェックが入っていない場合でも、入所選考をした上で待機となれば、待機証明書を発行することが可能です。入所を希望している場合こちらにチェックが入っている場合でも、空きがあれば通常通り入所調整をおこないます。

2) 保育を必要とする証明する書類について

Q16.4月1日から勤務(採用)予定ですが保育の必要性の事由は就労とみなされますか。

4月1日(利用開始希望日)時点での保育の必要性を判断するため、就労とみなします。

Q17.現在は育児休業中で入所後に復職予定ですが、提出書類は就労証明書でいいですか。

育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。なお、入所決定日から1ヶ月内に復職が必須となります。

Q18.ダブルワークをしています、合わせて月64時間以上勤務していれば就労とみなされますか。

就労とみなします。ダブルワークなど複数お仕事をされている場合は、全ての就労状況を合算して保育の必要性の認定を行います。

Q19.現在仕事をしていますが、世帯員の看護介護もしています。どちらを提出すればいいですか。

保育の必要な事由(2ページ参照)が2つ以上該当するものがある場合は、すべての書類を提出してください。最も家庭で保育することが難しいと判断される書類を確認し、入所調整を行います。また、条件によって、入所調整に加点がつく場合があります。

Q20.企業等には所属せず、各企業から仕事の依頼を受けている場合、どのような書類が必要になりますか。

就労証明書【所定の様式】をご提出ください。(9ページ参照)市外で申告している方については、申告書の写しも必要になります。また、企業から委託を受けていることが分かる証明書があれば、そちらもご提出をお願いいたします。

Q21.現在は仕事をしていますが、利用開始希望日時点では退職する予定です。この場合は何を提出したらいいですか。

申込時点における状況を証明する書類をご提出ください。申込時点で退職していない場合は、就労証明書をご提出いただきますようお願いいたします。

3) 利用調整について

Q22.利用調整の方法を教えてください。

希望する保育施設等において受入可能枠があった場合、利用申込をしている児童の中から保育所利用調整基準表(31～32ページ参照)に基づき、点数の高い順番に利用案内を行います。

Q23.入所選考の点数は、どのようにつけていますか。

申込期間内に提出された書類を元に、点数を決定いたします(31～32ページ参照)。※提出書類に変更が生じた場合の取り扱いは、Q9をご参照ください。



沖縄市エイサーキャラクター

よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



沖縄市エイサーキャラクター

Q24. 一次調整で第2希望以降の保育園に内定しました。二次調整で第1希望に空きがでた場合は、再度調整されますか。

一度保育所に内定した場合、再調整は行いません。再調整を希望する場合は、内定した保育園をキャンセルした上での調整となります。内定をキャンセルした場合、内定していた保育園に戻ることはできませんのでご注意ください。

Q25. 現在保育園へ在籍中ですが、新年度に転園することはできますか。

一斉申込時に、転園を希望することは可能です。しかし、**希望先に内定や決定ができた場合、元の保育園には、別の児童を内定や決定することとなります。**例年、元の保育園に戻して欲しいとの相談がありますが、**転園先をキャンセルした上で、新規と同様の利用調整となり、どこにも内定がでないこともありますので、慎重にご検討ください。**

Q26. 現在認可保育園へ在籍中ですが、年度途中での転園はどうすればいいですか。

年度途中の転園希望の場合は、一度在籍している園を退所し他の児童と同じく入所選考を行います（在籍園を退所して空き枠を作らなければ、利用調整ができないため）。それからの利用決定となりますので、慎重にご検討ください。

Q27. 保育所と幼稚園（預かり保育）の両方を申し込んだ場合は、同時に決定通知をもらえますか。

同時に決定をすることはありません。利用調整を行い、保育所と幼稚園（預かり保育）の一方のみに決定通知及び内定通知をお送りいたします。

Q28. 保育施設等から空き枠があると言われましたが、入所できますか。

保育園に空き枠がある場合、利用申込をしている児童の中から利用調整基準表に基づき、点数の高い児童から順番に利用案内を行います。そのため、空き枠があると園から聞いた保護者の児童が入所ができるかは、利用調整を行うまでは判断できません。また、空き枠についても、連携施設からの転園や発達支援保育、配慮世帯などへの措置により状況が変化するため、保育・幼稚園課までご確認ください。

4) 保育施設等について

Q29. 認定こども園や小規模保育事業所、事業所内事業所などの施設は認可保育施設ですか。

11～13ページ（保育所等一覧）に記載されている保育施設等は全て認可保育施設となります。認定こども園は幼稚園と保育所の機能を合わせて持つ施設で、3歳未満児については保育を、3歳以上児については教育・保育を提供する施設です。小規模保育事業所、事業所内事業所は地域型保育事業所とも言い、2歳児クラス（3歳になった年の年度末）までの利用となり、卒園後は連携施設へ転園し保育の提供を受けることが可能となります。（**14ページを参照ください。**）

Q30. 申込時の希望保育施設等の数は利用調整の順位に影響がありますか（希望施設数は1ヶ所のみが有利ですか）。

申込時の希望保育施設のみでの選考となりますので、希望施設を多く記載した方がいずれかの施設に選考される可能性が高くなります。また、選考基準の点数が高い順に案内しておりますが、同点の場合は利用希望の順位により有利になる可能性があります。

Q31. 保育施設等の見学をしておく利用調整で有利になりますか。また見学する際のポイントはありますか。

利用調整で有利になることはありません。見学する際のポイントは、施設内での児童の生活や保育方針、衛生面、アレルギー対応、保育料以外の費用、児童や保護者への接し方、土曜保育の利用内容など、実際の保育現場の様子や通園可能かどうかをご確認いただければと思います。（施設に空きがある場合の利用調整は市が行っております。）

5) 利用者負担額について

Q32. 保育料はどのように算定されますか。

保護者の市町村民税所得割額の合計を算出し、その金額が該当する階層区分ごとの保育料となります。階層区分及び保育料については、5～6ページ（保育料について）をご確認下さい。**税の未申告や必要書類の未提出などにより所得割額を確認できない場合は、最高階層（最高額）となりますのでご注意ください。**また、**過年度分の修正申告等により市町村民税額に変更や過年度の保育料に影響のある書類が提出された場合は、過年度分の保育料は遡及し変更することはありませんのでご注意ください。**

Q33.課税証明書等が必要となるのはどのような場合ですか。

市外転入者や単身赴任等により市外で市町村民税の決定を受けている場合に必要です。市町村民税は1月1日時点に住んでいる市区町村で決定されます。4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税、9月～翌年3月分の保育料は当該年度の市町村民税によって決定されます。

Q34.所得申告が未申告の場合はどうしたらいいですか。

所得申告手続きを行う必要がありますので、1月1日時点に居住する市区町村の税務担当課や税務署等にて手続きを行ってください。

Q35.所得申告を行っていない場合、入所選考等に何か不都合はありますか。

未申告で、市が税額を確認できない場合、保育料の階層(6ページ参照)が最高階層となり、最高額での保育料設定となるほか、副食費も発生いたします。また入所選考でも同点の場合、階層の低い順に案内していくため、優先度が低くなります。所得申告は行っていただきますようお願いいたします。又、自営業で未申告の場合は、入所後でも退所になる場合があります。

Q36.無償化の対象は何歳児クラスからですか。また無償化の手続きは必要ですか。

3歳児クラス以上、または0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となります。手続きは必要ありません。年度途中で3歳になった場合は、翌年4月から無償化の対象となります。

Q37.利用者負担額の第1子、第2子の取扱いについて教えてください。

5～6ページ(保育料について)の記載通り、同一世帯に2人以上の児童が同時に保育所や幼稚園等を利用している場合(上の子は幼稚園、下の子は保育園など)、2番目の児童が「第2子」欄に記載されているように半額となります。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

Q38.保育料以外に発生する費用はありますか。

0～2歳児クラスは食材料費が保育料の一部に含まれていますが、3歳児クラス以上は食材料費として主食費(ご飯・パン等)と副食費(おかず・おやつ等)が発生します。なお、副食費については保育料と同様に軽減措置もありますので、5～6ページ(保育料について)をご確認下さい。その他の費用については、各施設へお問合せください。

Q39.過年度の住民税の税更正を行ったところ、減額になりました。保育料は遡って還付されますか。

市町村民税の更正による保育料の変更は、現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告があった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。なお、現年度内の適用とは、税の更正が分かった月の年度を指します。例えば税更正を2月や3月に行い、住民税への反映が4月になってから分かった場合は4月から適用となりますので、あらかじめご了承ください。

6) その他

Q40.保育施設等との面談はどのような内容ですか。

面談は児童同伴で行われます。児童の様子(発達面やアレルギーの有無など)について保育施設等が面接により直接確認することで当該保育施設等での受入可否を判断します。

Q41.認可外保育施設や一時預かりを利用する場合、申込や問合せはどこになりますか。

直接施設への問合せとなります。

・以下のサイトまたはQRコードからも、施設一覧をご覧頂けます。
沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト「OKIIKU(おきいく)」



13)公立(沖縄市立)幼稚園 入園案内

公立（沖縄市立）幼稚園を希望する方は、以下のような違いをご理解のうえ、申し込んでください。

	公立（沖縄市立）幼稚園		保育所等
通学区域（校区）	指定あり （沖縄市立小学校の通学区域に準ずる）		指定なし
登園開始日	入園式の翌日から （参考：令和7年度入園式 4月8日）		4月1日から
土曜日	受け入れなし（休み）		受け入れあり
給食（昼食）提供開始	例年、5月上旬以降 ※それまでは給食なしで降園		4月1日から
弁当持参日	週1回程度（木曜日）		月1回程度（施設による）
受入時間 （延長保育を含む）	午前のみ（教育標準時間）対象児	午後の預かり保育 対象児	朝7:00、7:30から受入可 夕方18:30、19:00、19:30までの受入 （施設による）
	8:15～14:00（給食の日） 8:15～13:00（弁当の日）	8:15～18:30	
長期休業期間 ※夏・秋・冬・学年末	受け入れなし（休み）	受け入れあり（預かり保育） ※ 弁当持参	受け入れあり（通常保育） ※昼食提供
認定区分	1号	2号	2号

※令和8年度の給食について、費用・回数・内容は、令和8年3月にお知らせいたします。

公立幼稚園在籍人数（R7.5.1現在） および 令和8年度 預かり保育定員数

◆4歳児・5歳児が対象						◇5歳児のみ対象			
施設名	園番号 利用 申込書用	在籍人数		令和8年度預かり保育 定員数（予定）※2		施設名	園番号 利用 申込書用	在籍人 数	令和8年度預かり保育 定員数（予定）※2
		4歳 ※1	5歳	4歳	5歳			5歳	5歳
越来幼稚園	47	1	21	対 象 外	25	山内幼稚園	53	41	25
コザ幼稚園	48	0	7		25	北美幼稚園	54	33	25
中の町幼稚園	49	2	14		25	宮里幼稚園	57	46	25
安慶田幼稚園	50	1	26		25	高原幼稚園	58	47	25
諸見幼稚園	51	4	26		25	美原幼稚園	60	53	25
島袋幼稚園	52	1	12		25	泡瀬幼稚園	61	41	25
美里幼稚園	55	9	49		25	比屋根幼稚園	62	24	25
美東幼稚園	56	5	43		25				
室川幼稚園	59	1	11		25				

※1）4歳児は各幼稚園定員25名まで。（人数が少ない場合は、合同クラスになる場合があります。）

※2）5歳児預かり保育の定員数は、職員の確保状況や利用申込状況等により増える可能性があります。

1) 公立幼稚園 対象者

各幼稚園の通学区域（校区）に住所があり、令和8年4月1日に4歳・5歳に達している幼児。

◆5歳児：令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

◆4歳児：令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた幼児（実施園 9園 P19の表を参照）

2) 教育時間

- ◆ 給食の日 8:15～14:00
- ◆ 弁当の日 8:15～13:00

※令和8年度の給食の費用・回数・内容は、令和8年3月にお知らせいたします。
（参考：令和7年度は、5月7日から給食開始、毎週木曜日が弁当の日）

～以下の点にご注意ください～

- ①入園式翌日から登園開始です。（参考：令和7年度入園式 4月8日） ※4/1～それまでの期間は登園できません。
- ②毎朝の登園受け入れは、8:15からです。 ※8:15より前の受け入れはできません。
- ③入園式翌日から給食開始（例年5月上旬）までの期間は、昼食がないため降園時間が早まります。（時間は園による）

3) 幼稚園保育料

無償です。（保育所等の3～5歳児と同じ）ただし、給食費や教材費等は各園にて徴収いたします。

14) 公立(沖縄市立)幼稚園 『預かり保育』 利用案内

1) 対象者

公立（沖縄市立）幼稚園へ入園申込みをする5歳児のうち、「保育の必要な事由」（21ページ参照）に該当する方

2) 預かり保育の定員

各幼稚園の預かり保育には、定員があります。必ず利用できるわけではございません。

定員以上の申込みがあった場合は、保育所等と同じく、「保育所利用調整基準表」に基づき利用調整を行い、点数の高い（保育の必要性の高い）児童から順に決定いたします。（詳しくは、31～32ページをご確認ください。）

※仕事の都合等で午後もお子さんを預ける必要がある方は、保育所等の申込みもご検討下さい。

利用申込書に公立幼稚園のみを記入（第一希望のみ記入）し、預かり保育の選考から漏れた場合、公立幼稚園の教育時間（午前）のみの利用となり、預かり保育（午後の保育）は待機となります。

3) 預かり保育料

無償です。（保育所等の3～5歳児と同じ）

ただし、保育を必要とする事由に該当し、施設等利用給付第2号の認定をうける必要があります。

預かり保育内定通知書に「施設等利用給付第2号の申請書」を同封しますので、幼稚園での面談時に必ず提出してください。

※申請書の提出がない場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の利用ができなくなることがあります。

4) 預かり保育期間及び時間

◆期間：入園式の翌日～令和9年3月31日 （参考：令和7年度入園式 4月8日）

◆時間：幼稚園の教育標準時間終了後 ～ 18:30

※夏・秋・冬・学年末の休業期間中は、8:15～18:30 ※弁当持参です。

延長保育はありません。

◆土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他園長が指定した日（学校行事の振替休など）はお休みです。

15) 公立(沖縄市立)幼稚園 その他の案内 (給食費・アレルギー対応・転入予定の方)

1) 給食費について

◆給食の提供回数・給食費(月額)は、令和8年度に決定します。(参考：令和7年8月現在 月額3,500円)

◆給食費の免除対象(下記の①、②のいずれかに該当する世帯)

①小学校第3学年終了前までのお子さんを第一子として算定し、第三子以降となる子どもに該当する場合。

②市民税所得割額77,101円未満の世帯。(父母の課税額を合算した額で決定)

※対象児やその父母が、祖父母等の扶養に入っている場合は、その生計の主宰者の課税額を加算することがあります。

※未申告等により、課税額が確認できない場合は給食費が発生します。所得がない方も必ず申告してください。

※令和8年度の給食について、費用・回数・内容は、令和8年3月にお知らせいたします。

2) 給食費の切り替え・変更

毎年9月に給食費の切り替え作業を行います。市民税(市区町村民税所得割等)課税額が毎年6月に決定されるため、4月～8月は前年度の、9月～3月は当年度の課税額により給食費を決定します。

また、税の修正申告等により、課税額が変更になった場合は、申告の翌月より給食費の変更を行います。(変更により、給食費の追加納付、還付等が発生することがあります。)

※税の修正申告をされた方や、課税額が変更になった方は、必ずご連絡をお願いします。

3) 給食費の階層区分変更

課税額による切り替え・変更以外に、住民票の世帯状況が変わった場合にも、給食費が変更となることがあります。

※世帯状況が変わった方は、必ず保育・幼稚園課へ連絡をお願いします。(婚姻、離婚、死亡等)

4) 食物アレルギー対応について

食物アレルギーをお持ちのお子様は、書類提出・給食センター担当者との面談が完了しないと給食が開始できません。内定通知が届きましたら、早期に病院へ受診の予約をし、診断書の作成を依頼してください。

※詳細(様式等)につきましては、内定通知時に同封いたします「食物アレルギー対応」の書類を必ずご確認ください。

5) 転入予定の方について

◆転入先の住所が確定している方

入園申込みとあわせて、以下の書類を提出してください。

① 区域外就学願い

② 誓約書

③ 引越し先の住所が確認できる書類(賃貸借契約書、工事請負契約書など)

◆転入先の住所がまだ確定していない方

通学する幼稚園は、住所により決定するため、市内での住所が確定した後に、申込みをしてください。

※住所が確定していない場合は、お申込みができませんのでご注意ください。

※4歳児は定員25名のため、入園できないこともあります。

6) 年度途中に入園を希望する方

◆令和8年5月以降から利用の場合(受入数に空きがある場合)

受付期間：利用開始を希望する日の前月15日まで

例) 令和8年5月から利用したい場合は、4月15日までに申込をお願いいたします。

※年度途中に4歳児または預かり保育の申込みをした方は、定員に空きがある場合のみ受入可能となります。

16) 幼稚園等のよくある質問事例集

Q1.保育所等及び市立幼稚園について(お知らせ)が届きましたが、必ず通わなければなりませんか。

幼稚園は小学校とは違い義務教育ではないため、幼稚園へ必ず通わなければならないわけではありません。幼稚園を希望する場合は、申込手続きをお願いします。詳しくは、23～24ページをご確認ください。

Q2.行きたい幼稚園を選ぶことはできますか。

市立幼稚園は、住所ごとに校区が指定されていますので選ぶことはできません。ただし、相当な理由により幼稚園を変更したい場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。※必ず変更できるわけではございませんので留意ください。

Q3.市外から沖縄市に引っ越す予定ですが、申し込みできますか。

申込時点で、沖縄市内の引越し先住所が確定している場合は、必要書類をそろえてお申し込みができます。詳しくは、25ページをご確認ください。

Q4.幼稚園は4歳から入園できますか。

市立幼稚園16園のうち9園について、4歳から入園ができます。また、4歳児の入園条件として、登降園の際に保護者(親族等)が送迎できる世帯としています。また、4歳児の預かり保育は行っていません。詳しくは、23～24ページをご確認ください。

Q5.朝は何時から受入れできますか。

午前8時15分からの受入れとなります。時間前には受入できませんので注意してください。受入れ時間について、保育施設等との違いをよくご検討頂きお申し込みください。詳しくは、23～24ページをご確認ください。

Q6.預かり保育に申込みを希望していますが、必ず利用できますか。

各幼稚園の預かり保育は利用定員があるため必ず利用できるわけではございません。受入れ可能な人数を上回った場合は、申込みされた方の中から預かり保育所利用調整基準表に基づき選考し、保育所等と同じく点数の高い(保育の必要性の高い)幼児から順に決定いたします。そのため、必ず午後の預かりが必要な方は、5歳児の保育園の利用希望も併せてご検討ください。詳しくは、23～24ページをご確認ください。

Q7.仕事の都合で預かり保育の延長を希望していますが、可能ですか。

幼稚園の預かり保育には、延長保育はありません。午後6時30分までとなります。受入れ時間について、保育施設等との違いをよくご検討頂きお申し込みください。詳しくは、23～24ページをご確認ください。

Q8.預かり保育の送迎は、兄弟姉妹でも可能ですか。

幼児の送迎時の安全面から、必ず保護者(又は、保護者の委任を受けた成人の方)が送迎してください。また、習い事等で一度帰宅した後は、同じ日に再び幼稚園で受入れすることはできません。

Q9.長期休暇期間(夏休み等)はありますか。

市立幼稚園については、長期休暇(夏休み、秋休み、冬休み、学年末休業日)があります。その期間、預かり保育を利用している幼児については、長期休暇の間も受入れを行っています。ただし、その利用期間中は、給食がないため毎日お弁当持参での利用となります。

Q10.保育料及び預かり保育の利用料を教えてください。

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料及び預かり保育は無償となります。ただし、教材費(クレヨンやのり等)やおやつ代などの費用については、別途発生いたします。

Q11.給食費(副食費)免除の条件を教えてください。

市民税所得割額77,101円未満の世帯、または小学校3学年修了前から数えて第3子以降の幼児が免除の対象となります。

Q12.所得申告が未申告の場合はどうしたらいいですか。

所得申告手続きを行う必要がありますので、1月1日時点で居住する市区町村の税務担当課や税務署等にて手続きを行ってください。

Q13.所得申告を行っていない場合、入所選考等に何か不都合はありますか。

未申告で、市が税額を確認できない場合、保育料の階層が最高階層となり、給食費が発生いたします。また預かり保育の入所選考でも同点の場合、階層の低い順に案内していくため、優先度が低くなります。所得申告は行っていただきますようお願いいたします。又、自営業で未申告の場合は、入所後でも預かり保育が利用出来なくなる場合があります。

Q14.申し込み後、幼稚園との面談や説明会はありますか。

入園及び、預かり保育利用決定後に決定した幼稚園で2月上旬に行う予定です。

17) 幼稚園の申込みに必要な書類

教育標準時間のみ（預かり保育なし）希望の方は、下記の1～3の必要書類を揃えて提出してください。

教育標準時間と預かり保育希望の方は、下記の1～4の必要書類を揃えて提出してください。

※28ページ 5. 表の世帯状況に該当する場合は、必要書類を提出してください。

○注意事項○

- ・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できません。
- ・窓口でコピーの対応はしておりませんので、**写しが必要な提出書類は事前にコピー**していただきますようお願いします。
- ・保育の必要な事由を証明するものは、一斉申込期間中は、記入日が令和7年7月1日以降の書類が有効となり、一斉申込期間以降は、申請日の3か月以内に作成されたものが有効になります。

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書

※児童1人につき1枚の提出が必要です。

2. 保育所・幼稚園受付調査票 <令和8年度 入園用> ※世帯で1枚

3. 保育所等及び市立幼稚園について（お知らせ）の写し

※8月下旬に各世帯へ送付された区域内幼稚園が記載されている通知になります。

※校区変更した場合は、発行された「就学すべき学校の指定変更について(通知)」の写しもご提出ください。

4. 保護者の就労状況等を証明するもの（下記表参照） ※預かり保育希望者のみ

（児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です）

※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。

保育の必要な事由	提出書類	
就労	勤務	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に記入してもらってください。 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。
	自営業等	①就労証明書 【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。 ①の書類に加え、下記要件に該当する場合は、併せて資料をご提出くださいますようお願いいたします。 （開業初年度の方）開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明 （開業2年目以降で、市外で申告した方）営業収入が記載されている申告書の写し ※開業したばかりで申告書の写しがすぐに提出できない場合は、後日提出していただきます。 ※資料の提出がない場合、書類不備とし入所審査に影響する場合があります。
疾病・障害	疾病	①医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。
	障害	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 } ①～③のいずれかの書類
親族の介護・看護	①医師の診断書（看護・介護用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。 ②看護・介護申立書 【所定の様式】 ※「介護保険被保険者証の写し（介護のみ）」（お持ちの方のみ）	
就学	①在学証明書 【所定の様式】 ②時間割やカリキュラム等の写し	
妊娠・出産 （就業中の方も提出）	①親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの写し ※切迫早産での申請の場合は医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】	
災害復旧等	①罹災証明書	
求職活動	①求職活動状況申立書 【所定の様式】 ※求職期間：求職開始月含めて3ヶ月間有効 ※在園児の場合、保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとします。3ヶ月間に満たない場合でも、1回の利用となります。	
育児休業	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に育児休業取得（予定）期間を記入してもらってください。 ※28ページの「6. 育児休業にて利用申込を行う方」欄を必ずご確認ください。	
その他	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	

5. その他、世帯の状況により必要な書類 ※下記表をご確認ください。

世帯状況	必要書類
離婚調停中	離婚調停中関係の書類
ひとり親世帯	※下記の①～④のいずれか１つの提出をお願いします。 ①「戸籍謄本（ひとり親とわかるもの）」の写し ②「児童扶養手当受給者証」の写し ③「母子父子医療費受給者証」の写し ④「遺族年金受給者証」の写し ＊所得超過等の理由により児童扶養手当が支給停止になった場合は、 児童扶養手当の認定通知書の写しを提出してください。
障がい者（児）のいる世帯	※下記の①～⑤のいずれか１つの提出をお願いします。 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」の写し ⑤「障害基礎年金等受給者証」の写し
生活保護世帯	①「被保護証明書」
申込時点で沖縄市に住所登録がない方（転入予定で申込の方、単身赴任等で市外在住の保護者がいる方等）	マイナンバー
①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載してください。	①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（ⅰ、ⅱ） ⅰ 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 ※個人番号カードをお持ちの方は、ⅱの書類は必要ありません。 ⅱ 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」 ・「精神障害者保健福祉手帳」 ・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を２つ以上提示してください。 ・「医療保険の被保険者証」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。
②マイナンバーの記載ができない方は、課税証明書を提出してください。	課税証明書
	②「令和7年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和7年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和8年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、 「令和8年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和8年7月末までに提出をお願いします。）
軍人・軍属の方	・2024 W-2 Wage and Tax Statement の写し （令和6年分の収入が確認できるもの） ・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し （令和7年分の収入が確認できるもの） （※2025 W-2については、令和8年6月頃までに提出をお願いします。）
保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方	保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員

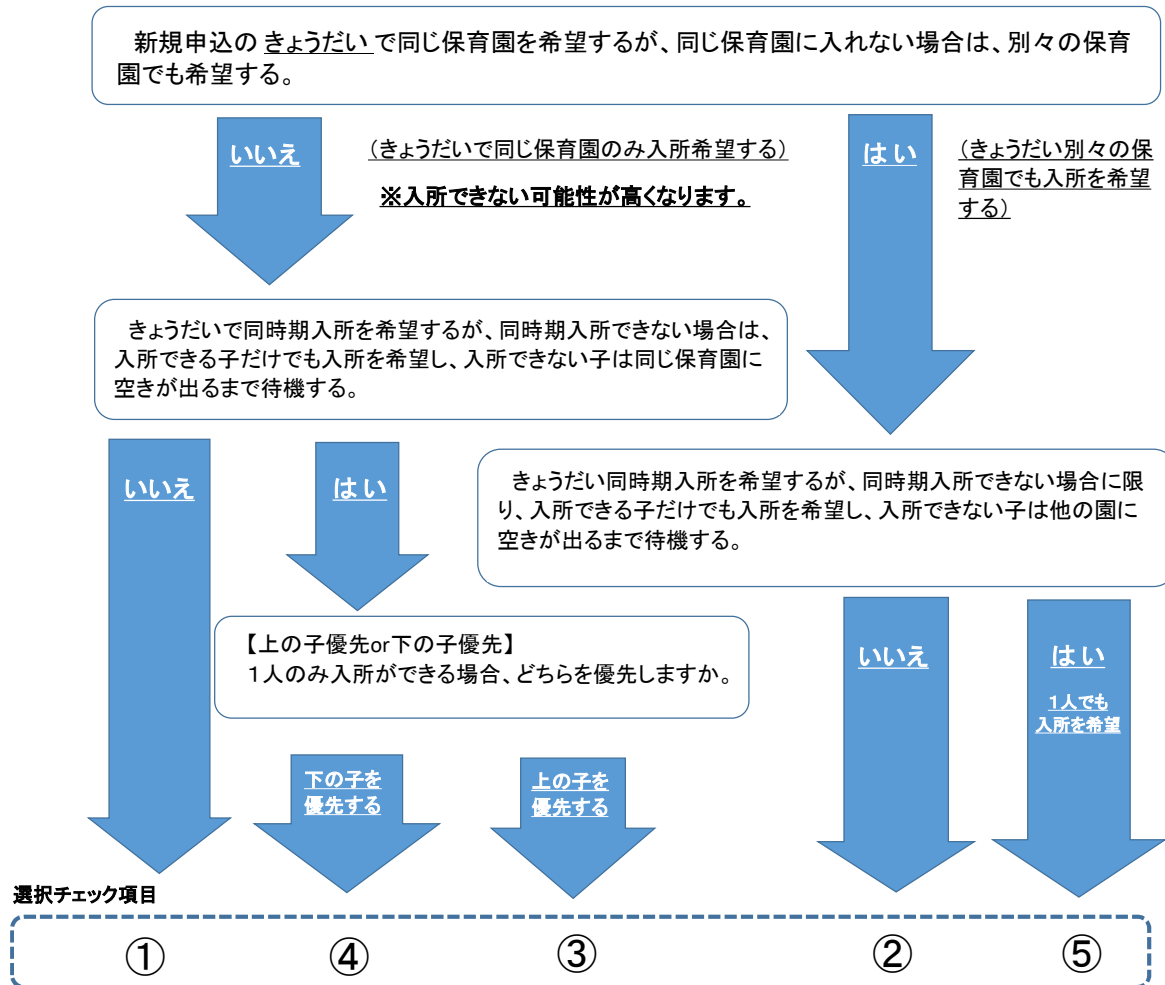
6. 育児休業にて利用申込を行う方

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。利用申込を行う際は、必ず申込書のコピー（電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

18) 兄弟姉妹の同時申込について

1. 利用申込書⑥記入方法について（フローチャート）

兄弟姉妹が同時に申し込む場合（新規申し込みが対象）は、同じ園に入所可能かどうかを先に調整いたします。しかし、同じ園での入所が不可能の場合、希望入所時期、希望園によって、入所調整の仕方が異なります。以下のフローチャートを参考に、「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」の「⑥兄弟姉妹の利用に関する確認事項」の欄のいずれかを必ず選択してください。 ※複数選択不可



チェック項目内容

- ⇒ ① 「同時期に希望する同じ保育所（園）に入所できる場合にのみ入所を希望します。」にチェック
同じ保育所、同じ時期に入所できない場合は、きょうだいにとも待機となります。
別々の保育園で空きがある場合でも、どちらも待機となりますので、ご注意ください。
- ⇒ ② 「同時期であれば、別々の保育所（園）でも入所を希望します。」にチェック
同じ保育所に入所できない場合は、きょうだい別々の保育所への入所選考を行います。
ただし、別々の保育所でも同じ時期に入所ができない場合、きょうだいにとも待機となります。
- ⇒ ③ 「1番上の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。」にチェック
同時期入所ができない場合は、上の子を優先に入所調整を行います。
下の子が入所できない場合でも、上の子が入所できる場合は、上の子のみ入所となります。
- ⇒ ④ 「1番下の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。」にチェック
同時期入所ができない場合は、下の子を優先に入所調整を行います。
上の子が入所できない場合でも、下の子が入所できる場合は、下の子のみ入所となります。
- ⇒ ⑤ 「1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所（園）でもよいので入所を希望します。」にチェック
同じ保育所に入所できない場合は、きょうだい別々の保育所への入所選考を行います。
別々の保育所でも同じ時期に入所ができない場合でも、入所できるお子さんのみ入所となります。

2. 兄弟姉妹の同時申込に関する入所調整について

兄弟姉妹が同時に申し込む場合（新規申し込みが対象）は、同じ園に入所可能かどうかを先に調整いたします。しかし、同じ園での入所が不可能の場合、希望入所時期、希望園によって、入所調整の仕方が異なりますので、前ページのフローチャートとあわせてご確認ください。

項目No	区 分	チェック名称	優 先	優先内容
①	同時・同園	同時期に希望する同じ保育所（園）に入所できる場合にのみ入所を希望します。	—	—
②	同時・別園	同時期であれば、別々の保育所（園）でも入所を希望します。	入所優先	別々の園でも構わないので、どちらも同時に入所させることを優先する。
③	別時・同園	1人のみでも入所を希望（1番上優先）し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。	同園優先	1人が保留になっても構わないので、同園への入所を優先する。
④	別時・同園	1人のみでも入所を希望（1番上優先）し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。	同園優先	1人が保留になっても構わないので、同園への入所を優先する。
⑤	別時・別園	1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所（園）でもよいので入所を希望します。	—	—

※「同時・同園」、「同時・別園」を選択した場合は、ひとりの児童に内定が出せる状況でも、もう一方の兄弟姉妹が保留となる場合は、内定が出せる児童についても内定が出せなくなりますので、ご注意ください。

※兄弟姉妹の1人でも保育施設等を利用したときは、育休復帰・求職活動開始が必要となります。申込をしている児童全員が保育施設等を利用しなければ、育休復帰・求職活動開始ができない場合は「同時・同園」もしくは「同時・別園」を選択してください。

《利用調整例1》

児童①

第1希望 Aこども園 (○)

第2希望 B保育園 (×)

第3希望 C保育園 (○)

児童②

第1希望 Aこども園 (×)

第2希望 B保育園 (○)

第3希望 C保育園 (×)

※○：入所案内可

×：保留

●同時・同園の場合⇒同じ園になることが優先のため、どちらも保留

●同時・別園の場合⇒同時入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②はB保育園に内定

●別時・同園の場合⇒同園入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留の上、Aこども園にて待機。

●別時・別園の場合⇒同時期入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②はB保育園に内定

《利用調整例2》

児童①

第1希望 Aこども園 (○)

第2希望 B保育園 (○)

第3希望 C保育園 (○)

児童②

第1希望 Aこども園 (×)

第2希望 B保育園 (×)

第3希望 C保育園 (×)

※○：入所案内可

×：保留

●同時・同園の場合⇒同じ園になることが優先のため、どちらも保留

●同時・別園の場合⇒同時入所を優先するため、どちらも保留

●別時・同園の場合⇒同園入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留の上、Aこども園にて待機。

●別時・別園の場合⇒入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留

19) 保育所利用調整基準表(点数表)

○ 合計点数 = (a) 基本点数 + (b) 調整点数

※合計点数及び、32ページ(注)事項をもとに入所調整を行います。

類 型		細 目		適 用				点 数	
①就労		就 労 月64時間以上の就労を常態とする ※自営業を含む (挙証資料がある場合)	月160時間以上の就労を常態とする		20	父	母		
			月150時間以上160時間未満の就労を常態とする		19				
			月140時間以上150時間未満の就労を常態とする		18				
			月130時間以上140時間未満の就労を常態とする		17				
			月120時間以上130時間未満の就労を常態とする		16				
			月110時間以上120時間未満の就労を常態とする		15				
			月100時間以上110時間未満の就労を常態とする		14				
			月90時間以上100時間未満の就労を常態とする		13				
			月80時間以上90時間未満の就労を常態とする		12				
			月64時間以上80時間未満の就労を常態とする		10				
			開業届、営業許可証、申告書等の提出がない場合					△2	△2
②妊娠・出産	妊娠・出産	産前8週(多胎児の場合14週)及び産後8週 (分娩予定日 年 月 日)					15		
③保護者の 疾病・障がい	入 院		長期入院(1箇月以上)				20	20	
	診断書 (保育軽減の必要性)	1週間あたり	A	1日あたり	B	A + B	A + B		
		常時	10	8時間以上	10				
		週4～5日	8	7時間以上8時間未満	8				
		週3日以下	4	5時間以上7時間未満	6				
				5時間未満	4				
	身体・精神障害	1・2級				22	22		
		3級				18	18		
		4級以下				10	10		
	知的障害	最重度(A1)及び重度(A2)				22	22		
		中度(B1)				18	18		
		軽度(B2)				10	10		
	④親族の看護・ 介護等	看護及び介護	身 体	生活全般において、全面的な介助が必要				20	20
入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要				20	20				
起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄・入浴・衣類の着脱などに介助が必要				20	20				
起き上がり、寝返りが自分では難しく、排泄・入浴・衣類の着脱の一部又は全部の介助が必要				16	16				
立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要				10	10				
基本的に日常生活は営めるが、入浴等一部介助が必要				6	6				
精 神			基本的に日常生活は営めるが、見守りを要する				4	4	
			精神的な疾患により情動が極めて不安定なため常時の看護が必要				20	20	
			精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要				10	10	
			基本的に日常生活は営めるが 精神的な疾患があり、見守りを要する				4	4	
親子通園		発達支援センターから保育所入所配慮願(文書)が発出された場合				4	4		
⑤災害復旧等	災害等	震災、風水害、火災等による家屋喪失等の場合、その復旧までの間				20	20		
⑥求職活動	求職中	生計中心者の失業により就労の必要性が高い				12	12		
		上記以外の場合の求職中				4	4		
⑦就 学	学 生	学校教育法に定められている学校に通学している場合				18	18		
		就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校等に就学している場合(①就労の点数に準じる)							
		通信教育・通信制大学等の学生(就職につながるものに限る)				6	6		
⑧緊急受入 (虐待やDV等)	要保護児童	「特別の支援を要する家庭」であること(H16.8.13雇児発第0813003号)				100			
		こども相談・健康課から保育所入所配慮願(文書)が発出された世帯				100			

		内 容	点数
(b) 調 整 点 数	保育の代替手段	小規模保育事業等の卒園児で連携施設以外の保育所等へ入園を希望する場合	1
		兄弟姉妹が利用している保育所等又は小規模保育事業等に転園の申し込みをする場合	8
	世帯状況	ひとり親世帯(死亡、行方不明、拘禁、離婚調停中を含む。事実婚の場合は非該当)	24
		生活保護世帯	6
		障がい者がいる世帯	4
		両親不存在(要件にあたらな概ね65歳以上の祖父母等が、不存在の両親に代わり養育する場合)	44
		多子世帯(就学前児童が3人以上の世帯)※申込期間最終日時点で生まれていること	2
		里親世帯	4
		両親のいずれか(又は両方が)が(a)基本点数において、2つ以上の類型(②⑥⑧を除く)に該当している世帯	2
	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹がすでに保育所等又は小規模保育事業等に入所していることも同じ保育所を希望する新規申込の場合	3
		兄弟姉妹がすでに保育所等又は小規模保育事業等に入所していることも新規申込の場合	2
		多胎児申込みの場合(申込み児童の多胎児兄弟姉妹1人につき2点を加算)※新規に限る	
	就労の状況	単身赴任(沖縄本島外)	2
		育児休業から復帰する場合(育児休業取得対象児童が2歳になる月の月末まで加算) ※育児取得対象こどもの申請のみ	1
		保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師資格を有し、市内外の保育所等又は小規模保育事業等及び認可に移行する市内の認可外保育施設で現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加算の対象となるのは新規申込児童に限り、入所月に就労していることが条件となる	20
		子育て支援員として、市内外の保育所等又は小規模保育事業等及び認可に移行する市内の認可外保育施設で現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加算の対象となるのは新規申込児童に限り、入所月に就労していることが条件となる	20
		保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師資格を有し、市内外の認可外保育施設で現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加算の対象となるのは新規申込児童に限り、入所月に就労していることが条件となる	10
		保育士・幼稚園教諭・教員免許・社会福祉士または放課後児童支援員の資格を有し、市内外の放課後児童クラブで現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加算の対象となるのは新規申込児童に限り、入所月に就労していることが条件となる	5
		すべての保護者が常態的に18:30以降の就労があり、夜間保育を行う保育所等への入所を希望する場合	5
		今年度及び前年度の申請において虚偽の申請をしたことがある者	△6
	妊娠・出産の状況	同一世帯内に保育できる親族がいない状況のなか、切迫等で入所の緊急性が高く、出産後2箇月までの期間の入所を希望する場合	50
	その他	継続在園児 ※現に利用する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を新年度においても、継続して利用を希望する園児 ※小規模保育事業所等を卒園し、新年度において、連携施設の利用を希望する園児 ※認可に移行する市内の認可外保育施設を市が指定する期日時点で利用しており、認可に移行した当該認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の利用を希望する園児(広域利用を除く)	200
		希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※0・1歳児クラスの新規申込児童のみ	△300
		別居親族の看護・介護(同居の基本点数各項目から減点)	△2
		こどもが障がい等を有しており、保育所等での集団保育がこどもの発達上必要と認められるとき(発達支援保育申込児童で、必要な審査を経て入所決定した児童)	100
		保育利用を希望する年度に親子通園を必要とする発達支援関連施設に通園予定若しくは通園希望の兄弟姉妹がいる場合	12
		小規模保育事業等において、卒園後の受け皿となる連携施設が確保できていない場合 ※特例保育所型事業所内保育事業者が実施する保育所型事業所内保育事業所を利用する園児を除く	150
		5歳児保育の受入ができない施設に在園する児童 ※特例保育所型事業所内保育事業者が実施する保育所型事業所内保育事業所を利用する園児を除く ※5歳児定員<4歳児定員の児童で継続入所ができなかった場合	100

(注)

- 評点数は基本点数(a)と調整点数(b)を合算したものとす。
- 基本点数は保護者それぞれの点数を合算する。この場合において、該当する類型が複数ある場合はより点数の高い類型を採用する。
ただし、産後期間が4月1日と重なっている場合は、妊娠・出産での点数を付与する。
- 調整点数中における小規模保育事業等とは、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業とする。
- 調整点数中における保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園とする。
- 就労の場合の勤務時間は、すべて休憩時間を含むものとし、通勤時間や時間外勤務時間は含めないこととする。
- 調整点数中における認可に移行する市内の認可外保育施設とは、本市の認可外保育施設支援事業等により認可化移行に取り組んでいる認可外保育施設とする。
- 評点数が同一の場合は、次の各号に掲げる世帯を優先し、優先の順位は当該各号の順位とする。
 - ひとり親世帯 > (2)保育料階層が低い世帯 > (3)就学前児童の多い世帯
 - > (4)障がい世帯 > (5)在園児に兄弟姉妹がいる世帯
 - > (6)保護者が教育・保育の従事者として、市内の教育・保育施設(認可外保育施設を含む)で勤務している世帯
 - > (7)保護者が放課後児童支援員として、市内の放課後児童クラブで勤務している世帯
 - > (8)保育料の滞納がない世帯
 - > (9)支給要件のない親族等と同居していない世帯
 - > (10)沖縄市認可保育所への申し込みをし、その待機期間が長い世帯
 - > (11)当該保育所等、小規模保育事業等、認可に移行する認可外保育施設の希望順位が高い世帯
- 保育利用調整基準による入所する児童の選考は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の施設や職員の配置状況を踏まえた受け入れ可能な児童数を上回る利用希望がある際、保育の必要度の高い順に入所児童を受け入れるために行うこととする。

20) その他の事業案内

○その他の事業案内

令和7年8月1日現在

事業名	お	よ	び	内	容	実	施	場	所
① 一時預かり事業 *有料 保護者の傷病・入院、出産、事故、冠婚葬祭、リフレッシュその他の理由で、一時的に家庭保育が困難な場合、緊急で保育する事業です。 *料金は、児童の年齢および預ける時間(半日・1日)により異なります。 *事前予約が必要になりますので、各保育園へ直接お問い合わせください。						・令和7年8月時点 1)おきなわ地球こども園 (TEL 923-2424) 2)きらきらこども園Ageda (TEL 923-0377) 3)きらきらこども園 (TEL 938-1633) ※認可保育施設の利用者は一時預かりの一般型の利用はできません。			
② 地域子育て支援センター(0歳～5歳) *無料 子育て家庭に対する育児不安等の相談や子育てサークル等への支援を行っています。						1) 胡屋あけぼの保育所2階 (TEL 933-9330) 2) たんぽぽ広場 (TEL 934-3568) 3) 愛星幼稚園 (TEL 933-5088) 4) あいのほしこども園 (TEL 932-4150) 5) 認定こども園シャローム (TEL 933-8259) 6) みさとこども園 (TEL 937-1133) 7) 登川みらいこども園 (TEL 934-3971) 8) 認定こども園めぐみの保育園 (TEL 938-2036)			
③ つどいの広場(0歳～3歳) *無料 子育て中の親子が気軽につどい、交流を図っているほか、子育てアドバイザーによる子育て情報の提供や子育て相談等を行っています。						1) 泡瀬第三公民館 火・木・金 2) 池原公民館 月・水・金 3) 中の町公民館 火・木・金 4) 宮里児童センター 水・木 *あけぼの子育て支援センター(TEL 933-9330) 開所時間 9:00～12:00 13:00～15:00 10:00～12:00 13:00～16:00			
④ 病児保育(0歳～) *有料 保育所の通所の有無に関わらず、病氣中又は病気の回復期であるため集団保育等が困難なお子さんを、保護者の勤務等の都合によって家庭での保育ができないときに、一時的にお預かりします。 *生活保護世帯、非課税世帯の場合、利用料の免除を受けることができます。(昼食代はお支払い頂きます。) 免除申請は、 <u>利用前に沖縄市役所 保育・幼稚園課へお申込みください。</u> *課税世帯の場合は、 <u>直接、病院へお申込みください。</u>						1) 中部徳洲会病院(小児健康支援センター) TEL 098-932-1110 *利用方法: 直接中部徳洲会病院へお申込み *利用時間: 月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (休み 日曜・祝祭日及び年末年始) *利用料金: 1日/2,500円(昼食代込) 半日/1,500円(昼食代込) *受診後の利用となります。 2) ちばなクリニック(病児保育 よつぱルーム) TEL 098-923-1710 *利用方法: 直接ちばなクリニックへお申込み *利用時間: 月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (休み 日曜・祝祭日及び年末年始) *利用料金: 1日/2,500円(昼食代込) 半日/1,500円(昼食代込) *受診後の利用となります。			
⑤ 沖縄市ファミリー・サポート・センター *有料 『子育ての手助けをしてほしい』『子育ての手助けをしたい』という人たちが地域で相互援助活動を行う会員組織です。(おねがい会員・まかせて会員・どっちも会員のいずれかに登録して利用します。)						沖縄市ファミリー・サポート・センター TEL 098-921-1234 *利用時間、料金等については、直接お問い合わせください。			



21) 必要書類チェックシート

◇共通書類(全員)

(1) 申込書類

	対象者	必要書類	保護者記入
1	全 員	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 利用申込書	☐
2	全 員	保育所・幼稚園受付調査票 (世帯で1枚)	☐

(2) 「保育を必要とする事由」を証明する書類

			必要書類	保護者記入	
状況				父	母
1	就 労	勤 務	①就労証明書【所定の様式】 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。	☐	☐
		自営業	①就労証明書【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。	☐	☐
			(開業初年度の方)開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明 (開業2年目以降で、市外で申告された方)営業収入が記載されている申告書の写し	☐	☐
2	疾病・障害	疾 病	①医師の診断書(保護者用)【所定の様式】	☐	☐
		障 害	①～③のいずれかひとつ ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	☐	☐
3	親族の介護・看護等		①医師の診断書(看護・介護用)【所定の様式】	☐	☐
			②看護・介護申立書【所定の様式】	☐	☐
4	就 学		①在学証明書【所定の様式】	☐	☐
			②時間割やカリキュラム等の写し	☐	☐
5	妊娠・出産		①親子健康手帳(母子手帳)の分娩予定日が記載されているページの写し	☐	☐
			※切迫早産等での申請の場合は医師の診断書(保護者用)【所定の様式】	☐	☐
6	災害復旧等		①罹災証明書	☐	☐
7	求職活動		①求職活動状況申立書【所定の様式】	☐	☐
8	育児休業		①就労証明書【所定の様式】 ※育児休業期間が記入されているかご確認ください。	☐	☐
9	その他		①申立書【所定の様式】※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	☐	☐

◇追加書類(該当する方のみ)

(3) 世帯状況に応じて必要となる書類

	状況	必要書類	保護者記入
1	離婚調停中	離婚調停中関係の書類	☐
2	ひとり親世帯	①～④のいずれか1つの提出 ①「戸籍謄本(ひとり親とわかるもの)」の写し ②「児童扶養手当受給者証」の写し ③「母子父子医療費受給者証」の写し ④「遺族年金受給者証」の写し	☐
3	障がい者(児)のいる世帯	①～⑤のいずれか1つの提出 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」の写し ⑤「障害基礎年金等受給者証」の写し	☐
4	生活保護世帯	①「被保護証明書」	☐
5	申込時点で沖縄市に住所登録がない方	①～②のいずれか1つ、及び③・④を提出 ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 ②マイナンバーの記載ができない方は、「令和7年度 課税証明書」。 ※令和8年1月1日時点で沖縄市に住所がない場合は、令和8年度分も後日提出 ③転入に関する誓約書【所定の様式】 ④「賃貸借契約書」の写しなど、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの	☐
6	軍人・軍属の方	・2024 W-2 Wage and Tax Statement の写し (令和6年分の収入が確認できるもの) ・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し※令和7年分は後日提出	☐
7	保育施設・放課後児童クラブに就労の方	以下の資格等を有している場合は、①～⑥のいずれか1つの写しを提出 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員	☐

裏面の同意事項を確認し、保護者名をご記入ください。

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書（現況届） 兼 利用申込書

申請保護者氏名 **沖縄 一郎**

※裏面の同意事項に同意の上、申請します。

連絡先をご記入ください。
就労中の方は勤務先の連
絡先もご記入ください。

区分	☒ 認定申請かつ利用申込 ☐ 認定申請のみ	
申請にかかる 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名 おきなわ たろう 沖縄 太郎	生 年 月 日 令和2 年 4 月 2 日
		性 別 ☒ 男 ☐ 女
現 住 所	沖縄市仲宗根町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (1月1日時点の住所) ※現住所と異なる場合に記入してください。	
連 絡 先	(父携帯番号) 090 - 0000 - △△△△	(母携帯番号) 090 - 0000 - △△□□
	父 (勤務先名称) 株式会社 〇〇〇	(勤務先番号) 098 - 000 - △△△△
	母 (勤務先名称) 有限会社 △△△	(勤務先番号) 098 - 000 - △△□□

保育を必要とする理由	1. 就労している	☒ 父	☒ 母	☐ その他 ()	申請児童の保育状況	☒ 保育所(園)入所中
	2. 自営業している	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	3. 病気・障がい	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	4. 母親の出産	☐ 母	予定日 (年 月 日)			☐ 一時、乳児保育所入所中
	5. 病人の看護等	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	6. 求職中	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	7. 在学している	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	8. 育児休暇中	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時、乳児保育所入所中
	9. その他					☐ 一時、乳児保育所入所中

〇〇〇 保育所(園)

保育を必要とする理由について該当する項目に必ず☒してください。
 チェック内容毎に提出書類が変わります。
 ※入園案内 9ページ又は27ページをご確認ください。

※幼稚園(預かり保育希望なし)のみ希望する場合は☒不要です。

希望施設名	園番号	希望施設	園番号
第1希望 越来保育所	1	公立幼稚園を希望する方は、午後の預かり保育を希望するかどうか、該当する項目に☑してください。	
第2希望 越来幼稚園	47		
第3希望 胡屋あけぼの保育所	7		
第4希望		第8希望	
第5希望		第9希望	
第6希望		第10希望	

利用希望する施設名

発達支援保育申請状況について、該当する項目に☑してください。

幼稚園特別支援申請状況について、該当する項目に☑してください。

公立幼稚園を希望する場合、☒ 午後の預かりを希望する ☐ 午前中のみ利用する（14時まで）
☒ チェックがない場合は教育標準時間の利用申込みとなり、預かり保育は利用できません。

発達支援保育申請の有無

☒ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中

幼稚園の特別支援申請の有無

☒ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中

発達支援保育・特別な支援申請理由

（例：疾患があるため、等）

※発達支援保育は、治療や訓練、1対1の保育ではなく、集団保育可能な子に心身の発達を促す丁寧な保育です。

利用希望期間 **令和8** 年 **4** 月 **1** 日 ~ **令和9** 年 **3** 月 **31** 日

※年度内の期間
 例：令和〇年4月1日～令和△年3月31日

育休延長の可否

☐ 育休延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。
 （☑チェックを入れた場合、他の入園希望者を優先的に案内いたします。）

すべての項目をよく読み、該当する項目に☑してください。

下記の世帯状況に該当する場合は、該当する項目に☑してください。
※世帯の状況によって提出が必要な書類があります。入園案内10ページまたは、28ページをご確認ください。

② 児童の発育状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

発 育 状 況	☒ 良好
	☐ アレルギー有 種類 () ☐ エビ・ソノコ等の有・無 ☐ あり ☐ なし ☐ 除去食の必要性 ☐ あり ☐ なし
	☐ 定期的な通院有 (理由:) ☐ 薬の服用(種類) ()
	☐ 障害児通所支援事業受給者証有 ☐ 発達に関する関係機関等への通所有 (親・子通園の有無 あり・なし (機関・施設名:))
	※発育の状況により、市の臨床心理士等による子どもの健康状態の確認を行う場合があります。

③ 世帯状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

☐ 生活保護世帯 (年 月 日 保護開始)	→被保護証明書の添付		
☐ ひとり親世帯	☐ 離別	☐ 死別	☐ 未婚
☐ 児童扶養手当	☐ あり	☐ なし	☐ 申請中
→児童扶養手当証書(写し)の添付			
☐ 世帯に障がい者がいる	☐ 申込児童本人	☐ その他	
氏名 () 続柄 ()			
→障害者手帳・特別児童扶養手当証書等(写し)の添付			
☐ 年金受給有	☐ 障害	☐ 遺族	
→障害基礎年金受給者証・遺族基礎年金受給証(写し)の添付			

④ 家庭の状況（続柄、性別、同居・別居など該当する項目に ☑ をつけて下さい。）

マイナンバーの記入については、保護者（父母及び生計の中心者等）と申請する子どものみ記入してください。

区分	氏名 (ふりがな)	マイナンバー	申込児童との続柄	生年月日(和暦)	性別	職種・学校名等	居住状況
児 童 の 世 帯 員	おきなわ いちろう 沖縄 一郎	000000000000000000	☒ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	平成5 年 5 月 1 日	☒ 男 ☐ 女	会社員	☒ 同居 ☐ 別居
	おきなわ いちこ 沖縄 一子	000000000000000000	☐ 父 ☒ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	平成5 年 10 月 1 日	☐ 男 ☒ 女	会社員	☒ 同居 ☐ 別居
	おきなわ たろう 沖縄 太郎	000000000000000000	☐ 父 ☐ 母 ☒ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	令和2 年 4 月 2 日	☒ 男 ☐ 女		☒ 同居 ☐ 別居
	おきなわ はなこ 沖縄 花子		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☒ 妹 ☐ その他 ()	令和5 年 7 月 1 日	☐ 男 ☒ 女		☒ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
			☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居

マイナンバーの記入については、保護者（父母及び生計の中心者等）と申請する子どものみ記入してください。

希望する項目にチェックしてください。
※記載内容を基に調整いたしますので、入所案内の29～30ページを必ずご確認ください。

⑤ 兄弟姉妹の申込・利用状況

兄弟姉妹の申込・利用状況	名前: 沖縄 花子 (2) 歳 越来	保育所(園)	☐ 入所中 ☐ 新規申込
	名前: ()	保育所(園)	☐ 入所中 ☐ 新規申込
	名前: ()	保育所(園)	☐ 入所中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込

令和8年4月1日時点の年齢をご記入ください。

⑥ 兄弟姉妹の利用に関する確認事項（該当する項目に ☑ をつけてください）

※きょうだい児で申込をする方は、記載して下さい。記載内容を基に調整いたしますので、入所案内の29～30ページを必ずご確認ください。

☐ ① 同時期に希望する同じ保育所(園)に入所できる場合にのみ入所を希望します。
☒ ② 同時期であれば、別々の保育所(園)でも入所を希望します。
☐ ③ 1番上の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所(園)のみを希望します。
☐ ④ 1番下の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所(園)のみを希望します。
☐ ⑤ 1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所(園)でもよいので入所を希望します。

23) 各種様式一覧

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書、
及び 同意事項（裏面）
2. 就労証明書 2枚
3. 在学証明書
4. 診断書（保護者用）
5. 診断書（看護・介護用）
6. 看護・介護申立書
7. 求職活動状況申立書
8. 転入に関する誓約書
9. 保育所・幼稚園受付調査票



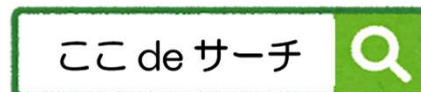
全国の教育・保育施設検索サイト **ここ de サーチ**

沖縄市内の園だけでなく、全国の保育園、認定こども園、幼稚園などの定員や職員数、開所時間、園の特色等、施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。保育園等の入園を検討している方は是非ご活用ください。

ここ de サーチは、内閣府の委託により、独立行政法人福祉医療機構(WAM)が運用管理を行っております。



検索は



または、

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



電子申請にあたっての注意事項

（１）申請に必要な機器類

- ・マイナンバーカード
- ・カメラ付きスマートフォン

（２）所要時間と入力項目

- ・入力いただく情報は入所を判定する重要な情報となります。入力項目が多い点については、ご了承ください。
- ・申請に必要な時間は15分～40分程度です。
- ・スムーズな申請となるように、申請に必要な項目をご確認いただき、必要書類をあらかじめご準備いただくことをお勧めします。

（３）提出書類

- ・就労証明書など添付する書類は、一般的な写真データ（jpg,png など）またはPDF形式のデータを添付をしてください。Excel形式等の改変が容易なものは証明書としては無効です。
- ・申請内容に不備がある場合、添付データに不足がある場合、添付データが不鮮明であった場合、電話で確認いたします。追加書類（「開業届」・「課税証明書」など）の依頼をする場合もございます。
- ・不足書類等については、窓口申請の受付締切日までに必ず提出をお願いします。

（４）操作

- ・入力中にスマホのカメラを立ち上げると、入力内容が消えてしまう場合があります。就労証明書の画像データ等の必要書類は入力開始前にご準備ください。
- ・マイナポータルでは1時間操作しなかった場合はタイムアウトとして、自動ログアウトされます。（自動ログアウトの場合、利用履歴画面においてログアウトの表示はされません）申請途中で内容を一時保存する機能がありますので、ご活用ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンは絶対に使わないでください。
申請情報のセキュリティを守るため、ブラウザの戻るボタンを押すとすべてのデータが消えてしまう設定になっています。前の画面に戻りたい場合は、必ず画面内の「戻る」ボタンを押してください。
- ・必ずメールアドレスを登録し、受付完了後に送付されるメールを保存しておいてください。
メールアドレスをご入力いただくと、申請後に受付完了メールが届きます。申請の証拠として、保存しておいてください。通信トラブル等で申請できなかった場合はメールが届きません。当課に申請データが届いておらず、受付完了メールの提示もいただけない場合は、申し込みがなかったものとして取り扱いますので、受付完了メールが届いていない場合、保育・幼稚園課までご連絡ください。
- ・登録したメールアドレスにメールが届かない場合、以下の原因が考えられます。
 - ①マイナポータルのメール通知設定で受け取りたい通知内容が選択チェックされていない
 - ②「メール通知」に登録しているメールアドレスの設定が完了していない
 - ③登録したメールアドレスが誤っている
 - ④迷惑メール等、受信メールの制限を設定している
 - ⑤迷惑メールフォルダに振り分けられてしまっている

--	--

沖縄市長様

※裏面の同意事項に同意の上、申請します。

区分	□認定申請かつ利用申込		□認定申請のみ		
申請にかかる 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日		性 別
			令和 年 月 日		☐ 男 ☐ 女
現 住 所	沖縄市				
	(1月1日時点の住所) ※現住所と異なる場合に記入してください。				
連 絡 先	(父携帯番号)		- -		
	父	(勤務先名称)	(母携帯番号)	- -	
	母	(勤務先名称)	(勤務先番号)	- -	

保育を必要とする理由	1 就労している	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()	申請児童の保育状況	☐ 保育所(園)入所中
	2 自営業している	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		保育所(園)
	3. 病気・障がい	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 一時・特定保育利用中
	4. 母親の出産	☐ 母	予定日 (年 月 日)			保育所(園)
	5. 病人の看護等	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 自宅で()がみている
	6. 求職中	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 身内()に預けている
	7. 在学している	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ 職場でみている
	8. 育児休暇中	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()		☐ その他 ()
	9. その他					

利用希望する 施設名	希望施設名	園番号	希望施設名	園番号
	第1希望		第6希望	
	第2希望		第7希望	
	第3希望		第8希望	
	第4希望		第9希望	
	第5希望		第10希望	
公立幼稚園を希望する場合、 ☐ 午後の預かりを希望する ☐ 午前中のみ利用する（14時まで） ※☑チェックがない場合は教育標準時間の利用申込みとなり、預かり保育は利用できません。				
発達支援保育 申請の有無	☐ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中 幼稚園の特別支援 申請の有無 ☐ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中			
発達支援保育・ 特別な支援 申請理由	※発達支援保育は、治療や訓練、1対1の保育ではなく、集団保育可能な子に心身の発達を促す丁寧な保育です。 （例：疾患があるため、等）			
利用希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※年度内の期間 例：令和〇年4月1日～令和△年3月31日			
育休延長の可否	☐ 育休延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。 （☑チェックを入れた場合、他の入園希望者を優先的に案内いたします。）			

②児童の発育状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

発育状況

☐ 良好

☐ アレルギー有 種類（
エビ・ソノ持の有・無 ☐ あり ☐ なし
除去食の必要性 ☐ あり ☐ なし

☐ 定期的な通院有
（理由：）

☐ 薬の服用（種類）（）

☐ 障害児通所支援事業受給者証有

☐ 発達に関する関係機関等への通所有
親子通園の有無 あり ・ なし
（機関・施設名：）

※発育の状況により、市の臨床心理士等による子どもの健康状態の確認を行う場合があります。

③世帯状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

世帯状況

☐ 生活保護世帯（ 年 月 日 保護開始）
→被保護証明書の添付

☐ 母子・父子世帯 ☐ 離別 ☐ 死別 ☐ 未婚

☐ 児童扶養手当 ☐ あり ☐ なし ☐ 申請中
→児童扶養手当証書（写し）の添付

☐ 世帯に障がい者がいる ☐ 申込児童本人 ☐ その他

氏名 続柄（ ）
→ 障害者手帳・特別児童扶養手当 障害認定通知書等（写し）の添付
☐ 身障 ☐ 精神 ☐ 療育 ☐ 特児

☐ 年金受給有 ☐ 障害 ☐ 遺族
→障害基礎年金受給者証・遺族基礎年金受給証（写し）の添付

④家庭の状況（続柄、性別、同居・別居など該当する項目に ☑ をつけて下さい。）

マイナンバーの記入については、保護者（父母及び生計の中心者等）と申請する子どものみ記入してください。

区分	(ふりがな) 氏 名 マイナンバー	申込児童との続柄	生年月日（和暦）	性別	職種・学校名等	居住状況
児童の世帯員		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人	年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 同居 ☐ 別居
		☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹				
	マイナンバー	☐ その他（ ）				

⑤兄弟姉妹の申込・利用状況

兄弟姉妹の申込・利用状況	名前：（ ）歳 保育所(園) ☐ 入所中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込
	名前：（ ）歳 保育所(園) ☐ 入所中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込
	名前：（ ）歳 保育所(園) ☐ 入所中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込

⑥兄弟姉妹の利用に関する確認事項(該当する項目に ☑ をつけてください)

※きょうだい児で申込をする方は、記載して下さい。記載内容を基に調整いたしますので、入所案内の29～30ページを必ずご確認ください。

☐	① 同時期に希望する同じ保育所（園）に入所できる場合にのみ入所を希望します。
☐	② 同時期であれば、別々の保育所（園）でも入所を希望します。
☐	③ 1番上の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。
☐	④ 1番下の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。
☐	⑤ 1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所（園）でもよいので入所を希望します。

(注意事項)

☆ 記入上の注意をよく読んで、記入してください。

☆ 記入内容が事実と異なる場合、施設の利用ができなくなる場合があります。

記 入 上 の 注 意

この申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、沖縄市役所保育・幼稚園課（施設を経由して提出する場合は、利用を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その世帯から2人以上の児童が申請を行う場合は、それぞれお子さんごとに申請書を提出してください。

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」欄は「氏名」にふりがなを付し、「生年月日」を記入し、「性別」の欄は該当するものを口欄にチェックを入れてください。
- 2 「保育の利用を必要とする理由など」の欄は、保育所（園）や公立幼稚園の預かり保育を希望する場合は必ず記入して下さい。
- 3 「利用を希望する施設名」欄は希望する順に施設名を記入してください。また、入園案内（P. 11～13 保育所等一覧、P. 23 公立（沖縄市立）幼稚園）を参考に園番号を希望施設名の右に記入してください。
- 5 「発達支援保育申請の有無」または、「幼稚園の特別支援申請の有無」の欄は、申請していない方は「申請していない」、既に申請されている方は「申請した」、現在利用中の方は「利用中」の口欄にチェックを入れて下さい。
- 6 「児童の発育状況」および「世帯状況」欄は、該当するものを口欄にチェックを入れ、必要事項を記入して下さい。
- 7 「家庭の状況」欄は、申込児童本人および申込児童の両親、同居している親族等の全員を記入し、「申込児童との続柄」及び「生年月日」、「性別」、「業種・学校名等」の記入をしてください。
- 8 「家庭の状況」欄のマイナンバーの記入については、保護者（父母及び生計の中心者等）と申請する子どものみ記入してください。
- 9 「兄弟姉妹の申込・利用状況」の欄は、ひとつの世帯から2人以上の児童の申込みを行う場合、申込児童以外の兄弟姉妹の氏名をご記入ください。
- 10 「兄弟姉妹の利用に関する確認事項」の欄は、兄弟姉妹の入所希望の項目について、入所案内29～30ページを参考にし、該当するものの口欄にチェックをつけて下さい。

同意事項

1. 沖縄市長(以下、「市長」)は、子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めています。

- (1) 住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
- (3) 児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- (4) 生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
- (5) 保護者又は扶養義務者の雇い主、銀行、信託会社その他の関係人への聴取・資料提供依頼
- (6) 世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
- (7) その他の関係機関からの資料取得

2. 市長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供

〔教育・保育施設に提供する個人情報の内容〕

- ① 氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
- ② 保育料に関すること。

- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における情報提供

- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

3. 子どものための教育・保育給付事務に際し確認が必要な申請者及び同一世帯員のマイナンバーについて、提供されたマイナンバーを利用することがあります。マイナンバーの提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳よりマイナンバーの確認を行い、確認したマイナンバーを利用することがあります。また、上記の方法でマイナンバーの確認ができない場合は、追加書類の提出を求めていますのでご了承ください。

4. 教育・保育給付認定申請・利用申込について

- (1) 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定証の交付希望の有無に関わらず認定通知書のみを利用調整の結果とともに1月下旬月頃に通知いたします。
- (2) 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。
- (3) 申請子ども本人、又はそのきょうだい児の施設等利用給付認定申請時に提出した書類を、教育保育給付申請に使用することがあります。

※子ども・子育て支援法（参考）

第12条 市町村は、偽りその他の不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

就労証明書

沖縄市長

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																				
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																				
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																				
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																				
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																				
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																				
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td rowspan="2">合計 時間</td><td rowspan="2">月間</td><td rowspan="2">時間</td><td rowspan="2">分 (うち休憩時間 分)</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td colspan="2">一月当たりの就労日数</td><td colspan="2">月間</td><td colspan="2">日</td><td colspan="2">一週当たりの就労日数</td><td colspan="2">週間</td><td colspan="2">日</td></tr><tr><td colspan="2">平日</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td colspan="2">~</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分 (うち休憩時間 分)</td></tr><tr><td colspan="2">土曜</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td colspan="2">~</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分 (うち休憩時間 分)</td></tr><tr><td colspan="2">日祝</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td colspan="2">~</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分 (うち休憩時間 分)</td></tr></table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日		平日		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)		土曜		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)		日祝		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)	
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間					分 (うち休憩時間 分)																																																							
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																															
一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日																																																												
平日		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)																																																												
土曜		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)																																																												
日祝		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)																																																												
	就労時間 (変則就労の場合)	<table><tr><td>合計時間</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td></tr><tr><td>就労日数</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>日</td><td></td></tr><tr><td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr></table>	合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	~	時 分 (うち休憩時間 分)																																																					
合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																																		
就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日																																																																			
主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	~	時 分 (うち休憩時間 分)																																																																		
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table><tr><td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td></tr><tr><td colspan="2">日/月</td><td colspan="2">時間/月</td><td colspan="2">日/月</td><td colspan="2">時間/月</td><td colspan="2">日/月</td></tr></table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月		時間/月		日/月		時間/月		日/月																																																		
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																																																														
日/月		時間/月		日/月		時間/月		日/月																																																														
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																				
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																				
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																				
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																				
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																				
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																				
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																				
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																				
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																				
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																				
18	備考欄																																																																					
19	保護者記載欄	<table><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																			
	年 月 日																																																																					
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																			
	年 月 日																																																																					
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																			
	年 月 日																																																																					

就労証明書

沖縄市長

宛

記入時の
注意点

※保護者の自筆・入力不可

※修正テープ不可

修正する際は訂正印で修正ください。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

※印不要
記入担当者名、記載者連絡先 記載必須

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所 就労開始日を必ずご記入ください。
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一ヶ月当りの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	※雇用(予定)期間が「有期」の場合は、 14. (雇用契約の) 満了後の更新の有無に チェックを入れてください 分 (うち休憩時間 分) 分 (うち休憩時間 分) 月 年月 年 月 時間/月 日/月 時間/月
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 取得中 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 取得中 ☐ 取得済み 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

〔 証明書の「偽造」「変造(無断作成、改変)」した場合 〕

事業者名が明記されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成、または改変を行ったときは、就業者の押印が無くても「有印私文書偽造罪」、「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作成罪」の構成要件に該当すると認められる場合は各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、虚偽の申請をした場合は、子ども・子育て支援法第24条第3項、第30条の9第3項、同法施行令第3条、第15条の5第1項、第2項により内定・決定しても取消となります。

(参考) 有印私文書偽造罪及び同変造罪(刑法159条1項、同条2項)の法定刑
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑

3か月以上5年以下の懲役
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

就労証明書

沖縄市長

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

沖縄市長

宛

記入時の
注意点

※保護者の自筆・入力不可

※修正テープ不可

修正する際は訂正印で修正ください。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

※印不要
記入担当者名、記載者連絡先 記載必須

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所 就労開始日を必ずご記入ください。
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一ヶ月当たり 日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	※雇用(予定)期間が「有期」の場合は、 14. (雇用契約の) 満了後の更新の有無に チェックを入れてください 分 (うち休憩時間 分) 分 (うち休憩時間 分) 月 年月 年 月 時間/月 日/月 時間/月
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 取得中 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 取得中 ☐ 取得済み 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

〔 証明書の「偽造」「変造(無断作成、改変)」した場合 〕

事業者名が明記されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成、または改変を行ったときは、就業者の押印が無くても「有印私文書偽造罪」、「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作成罪」の構成要件に該当すると認められる場合は各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、虚偽の申請をした場合は、子ども・子育て支援法第24条第3項、第30条の9第3項、同法施行令第3条、第15条の5第1項、第2項により内定・決定しても取消となります。

(参考) 有印私文書偽造罪及び同変造罪(刑法159条1項、同条2項)の法定刑
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑

3カ月以上5年以下の懲役
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

在 学 証 明 書

<受 講 者>

住 所 沖縄市

氏 名

生年月日 年 月 日

児童との続柄

上記の者は、本校に在学中であることを証明する。

予 定 在 学 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
課 程 ☐通学制 ☐通信制 (該当するものにチェック)

受 講 科 目
(コース名)

受 講 日 数 週 日 (月 日)

受 講 時 間 AM : ~AM : 迄
PM : ~PM : 迄 (合計 1日 時間)

証 明 日 年 月 日

所 在 地

学 校 名

代 表 者 名

電 話 番 号

記 入 者 名

記入者連絡先

<保護者の皆様へ>

★時間割(カリキュラム)がわかる資料の添付をお願い致します。

<保護者記載欄>

児童氏名	生年月日	性別	施設名
	年 月 日	男・女	(在園児・新規申込)
	年 月 日	男・女	(在園児・新規申込)
	年 月 日	男・女	(在園児・新規申込)
	年 月 日	男・女	(在園児・新規申込)

保護者記入	入所(入所申込)児童名	性 別	生 年 月 日			施 設 名	
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)

診 断 書 (保 護 者 用)

〔診断を受ける方〕

氏 名 : 児童との続柄:

生 年 月 日 : 明・大・昭・平 年 月 日生

住 所 :

電 話 番 号 : (自宅) — — (携帯) — —

〔初診年月日〕

昭・平・令 年 月 日

〔病 名〕

〔症 状〕

〔療 養 期 間〕

平成・令和 年 月 日から

平成・令和 年 月 日まで

〔所 見〕

各項目の該当箇所をチェックをつけてください。

〔1週間あたりの保育の軽減〕

☐ 常時できない状態である

☐ 週4～5日の保育の軽減が必要

☐ 週3日以下の保育の軽減が必要

〔1日あたりの保育の軽減〕

☐ 1日8時間以上の保育の軽減が必要

☐ 1日7時間以上8時間未満の保育の軽減が必要

☐ 1日5時間以上7時間未満の保育の軽減が必要

☐ 1日5時間未満の保育の軽減が必要

☐ 特に制限はなく、保育の軽減は不要である

令和 年 月 日

医療機関名 (診断書作成月日)

住 所

医 師 印

保護者記入	入所(入所申込)児童名	性 別	生 年 月 日			施 設 名	
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)
		男・女	H R	年	月	日生	(在園児・新規)

診 断 書 (看 護 ・介 護 用)

〔診断を受ける方〕

氏 名 : _____ 児童との続柄: _____
 生 年 月 日 : 明・大・昭・平・令 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
 住 所 : _____
 電 話 番 号 : (自宅) _____ (携帯) _____

〔初診年月日〕

昭・平・令 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〔病 名〕

〔症 状〕

〔療 養 期 間〕

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から
 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

〔所 見〕

該当する項目1箇所をチェックしてください。

身 体	☐ 生活全般において、全面的な介助が必要
	☐ 入浴・排泄・衣服の着脱など多くの日常の行為に全面的な介助が必要
	☐ 起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄、入浴、衣服の着脱などに介助が必要
	☐ 起き上がり、寝返りが自分では難しい。排泄、入浴などに一部または全部の介助が必要
	☐ 立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要
	☐ 基本的に日常生活は営めるが、入浴等の一部介助が必要
	☐ 基本的に日常生活は営めるが、見守りを要する
精 神	☐ 精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必須
	☐ 精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要
	☐ 基本的に日常生活は営めるが 精神的な疾患があり、見守りを要する

☐ 該当項目がなく、看護・介護・見守りは不要である。

医療機関名

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (診断書作成月日)

住 所

医 師

印

家族を介護する場合に記入して下さい。

- ①介護保険の認定 有 ・ 無 ※ 有の場合、お持ちであれば介護保険証の写しの
 ⇒有の方のみ 要介護度() 提出もお願いします。
 受給サービス内容：ディサービス(週 _____ 回) ディケア(週 _____ 回)
 ②介護に要する時間 午前・午後 _____ 時 ~ 午前・午後 _____ 時まで
 ③介護協力者 有 ・ 無 協力者名(続柄)[_____]

看 護 ・ 介 護 申 立 書

【看護・介護者情報】

氏名			電話番号		
住所	沖縄市		生年月日	S・H	年 月 日
児童との続柄			被看護・介護者との続柄		
児童名			児童生年月日	H・R	年 月 日

【被看護・被介護者情報】

氏名			電話番号		
住所			生年月日	S・H・R	年 月 日
看護・介護をしている場所					
別居の場合の理由					
看護・介護の理由					
看護・介護の日数(1週あたり)	・ 週1日 ・ 週2日 ・ 週3日 ・ 週4日 ・ 週5日 ・ 週6日 ・ 週7日				
・時間(1日あたり)	・ 2時間以上 ・ 3時間以上 ・ 4時間以上 ・ 5時間以上 ・ 6時間以上 ・ 7時間以上 ・ 8時間以上				
看護・介護の状況					
看護・介護の協力者の有無 (有の場合は、協力人数と協力者名、協力者続柄、協力の程度を詳しく記入をお願いします。)	氏名	年齢	続柄	協力の程度(日数・時間割)	
介護サービスの利用状況 (できるだけ詳しく記入をお願いします)	食事:				
	排泄:				
	入浴:				
	移動:				
沖縄市長 殿					
別紙診断書(看護・介護用)により診断を受けた者について、看護・介護していることを上記の通り申し立てます。					
令和 年 月 日					
住所					
氏名					

※医師記入の「診断書(看護・介護用)」と共に提出をお願いします。

※この申立書は、保育所入所申込に必要な添付書類であり、その他の目的に使用することはありません。

書類提出後に、電話・訪問等による確認を行うことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

※申立書の無いように事実と異なることが判明した場合には、入所の取り消しまたは保育所は退所といたします。

※介護保険のサービスを受けている方は、ケアプランの写しも提出をお願いします。

【調査確認欄】

--

求職活動(起業準備)状況申立書

[illegible]

沖繩市長 殿

私は、現在求職活動のため保育を必要としており、確認事項に同意をした上で相違ないことを申し立てます。

申請日： 令和 年 月 日

住 所：

電話番号：

求職者名： (児童との続柄：)

保護者記入	児童名		男女	生年月日	H	年	月	日生	施設名	
					R	年	月	日生		
					R	年	月	日生		

転入に関する誓約書

私は、沖縄市へ転入予定の為、沖縄市内の認可保育所等の施設を希望し、下記の事項を遵守することを誓約します。なお、下記のとおり手続きが行われなかった場合、施設利用申し込みが無効となること、及び、保育所等の利用を解除（内定または決定取消）されることに異議はありません。

記

- 1 入所希望月の前々月末までに、利用申し込み手続きをすること。
- 2 入所希望月の前月20日までに、沖縄市内へ転入手続きをすること。

児童氏名	
生年月日	令和 年 月 日生
現住所	
転入予定住所	
転入予定日	

年 月 日

保護者署名



保育所・幼稚園受付調査票 <令和8年度 入園用>

- ① 入園案内を読み、入所基準や入園に関する注意事項を理解した上で、入園を希望しますか？（ はい いいえ ）
< はい の方 > ⇒ ☐ 決められた保育料を期限内に納入します。
☐ 添付書類等に変更（勤務先の変更、退職等）がある場合は、速やかに保育・幼稚園課へ連絡します。

保護者氏名自署（ ）

- ② 保育料の算定及び入所にあたり必要ですので、該当するものに○をして下さい。

a. 申込時点で沖縄市に住所登録がありますか？

1. はい 2. いいえ ⇒ （前住所：父 / 都・道・府・県 市・町・村）
（前住所：母 / 都・道・府・県 市・町・村）

⇒ いいえの方は、利用申込書裏面の「申込時点で沖縄市に住所登録がない方」欄にマイナンバーを記載してください。

※マイナンバーの記載ができない方は、課税証明書を提出してください。 ※年度ごとでの提出が必要です。

・「令和7年度(令和6年分) 課税証明書」（令和7年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください）

※令和8年1月1日時点で沖縄市に住所が無い場合も同様に、「令和8年度 課税証明書」が必要になります。

⇒ 入っている方のみ 所得税の扶養に入って 1. いる 2. いない

⇒ 入っている方のみ 健康保険の扶養に入って 1. いる 2. いない

< 扶養している人について >

住所	続柄
氏名	生年月日 年 月 日

⇒ 令和7年度(令和6年分収入)は、申告済ですか？

父（ 1. はい 2. いいえ ） 母（ 1. はい 2. いいえ ）

⇒ いいえの方は早めに申告を済ませてください。未申告の場合、保育料の算定ができません。

- ③ 令和8年度に、下記の施設に通う予定のきょうだいがいますか？※継続して在園予定の方も記入をお願いします。

幼稚園（公立・私立）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、知的障害児・難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援事業所

1. はい → 入園(通所)予定児童名： 年 月 日生
2. いいえ " 施設名：

- ④ ひとり親世帯に 1. 該当しない 2. 該当する

ひとり親世帯に該当する方は、下記の質問にお答え下さい。

児童扶養手当または母子父子医療費受給(母子・父子手当)を

1. 受 給 中 2. 申 請 中 (申請日：H・R 年 月) 3. 受 給 な し 理由：

切 り 取 り 線

受付控え ※受付控えは、1年間保管をお願いします。

< 入所申込児童 >	第一希望園：	保育所(園)・幼稚園
氏名： (歳児)	氏名： (歳児)	氏名： (歳児)

※(歳児)には令和8年4月1日時点の年齢を記入してください。

※窓 ☐ 用(チェック欄) ↓ここからは、記入しないで下さい。

受付担当者（ ） 申込日

再提出必要書類	提出期限
就労証明書・診断書・母子手帳の写し 在学証明書・時間割、カリキュラムの写し	父・母・() 令和 年 月 日
開業届・営業許可書・商工会議所による証明 その他()	父・母・() 令和 年 月 日
戸籍謄本・児童扶養手当受給者証 母子父子医療費受給者証・遺族年金受給者証	父・母・() 令和 年 月 日
離婚調停中関係の書類	父・母・() 令和 年 月 日
身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳 療育手帳	父・母・() 令和 年 月 日
特別児童扶養手当 障害認定通知・ 障害基礎年金等受給者証	父・母・() 令和 年 月 日
被保護証明書	父・母・() 令和 年 月 日
マイナンバーカード マイナンバー通知カード・顔写真付きの身分証明書	父・母・() 令和 年 月 日
課税証明書・2024 W-2・2025 W-2	父・母・() 令和 年 月 日
その他()	父・母・() 令和 年 月 日

※提出書類についての訂正等は、令和7年10月17日までに提出ください。

※税の修正申告をされた方は、必ずご連絡ください。